



埼玉県報

第 2 2 3 9 号
平成22年11月26日
金 曜 日

目 次

告示

- [草加都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [保安林の指定予定\(森づくり課\)](#)
- [県営土地改良事業膝子地区\(湛水防除事業\)の工事完了\(農村整備課\)](#)
- [北本都市計画下水道の変更\(都市計画課\)](#)
- [県道長瀬児玉線の区域変更\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [県道松戸草加線の供用の開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [一般国道125号の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道阿佐間幸手線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道蓮田白岡久喜線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [がんセンターで使用する電気に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [精神医療センターで使用する電気に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [住民監査請求に係る監査結果の公表\(監査第一課\)](#)
- [住民監査請求に係る監査結果の公表\(監査第一課\)](#)

告 示

埼玉県告示第千四百九十一号

八潮市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百九十二号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十二年十一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定予定保安林の所在場所

児玉郡神川町大字二ノ宮字龍ヶ谷七三二、七三三から七三五まで、字御室ヶ嶽七五の一、七五一、比企郡小川町大字腰越字梅沢二九五九、比企郡ときがわ町大字日影字堂山一六六九の一、一六七二、一六七三、字大ヶ谷一七四二、一七七九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

児玉郡神川町大字二ノ宮字龍ヶ谷七三二・七三五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字御室ヶ嶽七五の一、七五一、比企郡小川町大字腰越字梅沢二九五九（次の図に示す部分に限る。）、比企郡ときがわ町大字日影字堂山一六六九の一、一六七二、一六七三、字大ヶ谷一七四二（次の図に示す部分に限る。）、一七七九の一

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

告 示

埼玉県告示第千四百九十三号

県営土地改良事業膝子地区（湛水防除事業）の工事を平成二十二年九月十三日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十二年十一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百九十四号

北本市長から北本都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 福 島 浩 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 長瀬児玉線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	本庄市児玉町小平字東平二一九九番 一 地先から同市児玉町小平字東平二 二二〇番四地先まで	区 間
一三三・五〇) 七・二〇	一三三・五〇) 七・二〇	敷地の幅員 (メートル)
	八一・四〇	延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 南 沢 郁 一 郎

<p>松戸草加線</p>	<p>路線名</p>
<p>三郷市大字戸ヶ崎字大道西二三一〇番一 地先から八潮市大字伊勢野字根通六〇三 番三地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年十一月二十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>長六一五・〇〇メートル の 一部供用開始である。延 示第三十二号、第三十三号 越谷県土整備事務所長告 示第三十二号、第三十三号 十八年十月二十四日付け 玉県告示第二十一号、平成 五年一月八日付け埼</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 山崎 英治

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十五号
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
久喜市佐間字西二三一 番四地先から 同市高柳字溜井二九〇五番地先まで	先まで	久喜市佐間字古堤一七五五番一地先 から同市高柳字溜井下二五八三番一地 先まで	区 間
二八・九三ゝ 九六・八九	八・四〇ゝ 七九・三七	八・四〇ゝ 三七・六〇	敷地の幅員 (メートル)
八四〇・〇〇		一九五〇・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
			備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 山崎 英治

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 阿佐間幸手線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
先まで から同市高柳字十王堤二二一五番二地 久喜市高柳字溜井二九三五番四地先	から同市佐間字前二七〇番地先まで	久喜市高柳字溜井二九三五番四地先	区 間
二四・六〇ゝ 三一・三九	七・二六ゝ 六八・〇二	七・二六ゝ 一三三・一七	敷地の幅員 (メートル)
三八六・〇〇		九〇〇・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
			備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 山崎 英治

一 道路の種類 県道

二 路線名 蓮田白岡久喜線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
三番二地先まで	蓮田市大字黒浜字桜ヶ丘三四七三番二 地先から同市大字黒浜字桜ヶ丘三五一	区 間
七・五〇ゝ 一二・五〇	七・五〇ゝ 一五・八九	敷地の幅員 (メートル)
一七四・二〇		延 長 (メートル)
	蓮田スマートインター チェンジ事業	備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十一月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年九月二十七日

指令川建セ第二二 五四 号

二 検査済証番号

平成二十二年十一月十八日

川建セ第二二 八一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字羽尾字西打越五 八五 七、五二一四 二、五二一五 七の

一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町大字山田一六七八番地

鈴木 崇支

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十一月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十二年七月二十一日

指令越建セ第二二〇〇二一〇号

二 検査済証番号

平成二十二年十一月二十二日

越建セ第二九九一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字堤根字鷺田二五二一―六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久喜市吉羽一丁目四番地一三 ブロッサム・アレイ二〇一号室

山下 篤

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十一月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十二年二月二十五日

指令越建セ第二〇〇一五七〇号

二 検査済証番号

平成二十二年十一月二十四日

越建セ第三〇〇 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字東四六一 六、七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区日本橋浜町二 四一 五

島村 宣晴

告 示

埼玉県病院事業告示第二十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年十一月二十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立がんセンターで使用する電気
予定使用電力量 10,484,080キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 供給期間

平成23年2月1日から平成24年1月31日まで

(4) 需要場所

埼玉県立がんセンター
埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（キロワット単価、同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価、同一月の時間帯の区分ごとの単価とする。）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 上記1（1）の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であること。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、国又は地方公共団地において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づく一般電気事業の許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒362-0806
埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地

埼玉県立がんセンター 事務局管理部管財担当 大場 健司

電話 048-722-1111 (代表)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

平成22年11月29日(月)から平成22年12月8日(水)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)に上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県立がんセンター カンファレンス室(本館1階)

平成23年1月7日(金)午前10時

(4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県立がんセンター 事務局管理部管財担当

平成23年1月6日(木)午後5時必着、書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第143条第2項において準用する第134条第2項の規定に該当する場合は免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成22年12月14日(火)午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程136条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at Saitama Cancer Center
(estimated kWh: 10,484,080 kWh)

(2) Deadline for Submission: 10:00 am, January 7, 2011

By registered mail: by 5:00 pm, January 6, 2011

(3) Contact Information:

Property Management Section, Hospital Management Division, Saitama
Cancer Center

Komuro818, Ina-machi, Saitama-ken 362-0806

Tel:048-722-1111

告 示

埼玉県病院事業告示第二十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年十一月二十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立精神医療センターで使用する電気
予定使用電力量 2,618,000キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 供給期間

平成23年2月1日から平成24年1月31日まで

(4) 需要場所

埼玉県立精神医療センター
埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（キロワット単価、同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価、同一月の時間帯の区分ごとの単価とする。）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 上記1（1）の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であること。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、国又は地方公共団地において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づく一般電気事業の許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒362-0806
埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2

埼玉県立精神医療センター 事務局管理業務部管財担当 進藤 剛
電話 048-723-6805 (直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
平成22年11月29日(月)から平成22年12月8日(水)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)に上記(1)の場所において交付する。
- (3) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県立精神医療センター 研修室(本館2階)
平成23年1月7日(金)午前11時30分
- (4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限
埼玉県立精神医療センター 事務局管理業務部管財担当
平成23年1月6日(木)午後5時必着、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第143条第2項において準用する第134条第2項の規定に該当する場合は免除する。
 - イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
 - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成22年12月14日(火)午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。
- (4) 入札の無効
次に掲げる入札書は無効とする。
 - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
 - イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
 - ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

財務規程136条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at Saitama Psychiatric Hospital
(estimated kWh: 2,618,000kWh)

(2) Deadline for Submission: 10:00 am, January 7, 2011

By registered mail: by 5:00 pm, January 6, 2011

(3) Contact Information:

Property Management Section, Saitama Psychiatric Hospital
Komuro818-2, Ina-machi, Saitama-ken 362-0806
Tel:048-723-6805

告 示

埼玉県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第四項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成二十二年十一月二十六日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

第1 監査の請求

1 請求人

川越市 塚本 千恵子

2 請求書の受付

平成22年10月8日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨

埼玉県知事は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、県議会の会派に県政調査費を交付している。

県議会では、平成21年4月に「県政調査費の運用指針」(以下「運用指針」という。)を制定し、その制定については、「県議会だより 117」にも掲載され、広く県民に報じられた。

平成21年度県政調査費の支出のうちの交通費について、議会自ら制定した運用指針から逸脱した用途がある。

(2) 請求する措置の内容

知事は埼玉県議会自由民主党議員団に対して、県政調査費(58件 合計1,030,224円)の返還請求をするよう求める。

(3) 請求の理由

(A) 平成21年11月30日、11月分ガソリン代、返還要求額8,554円

この領収書及び請求書にある10月29日の給油について、当日は決算特別委員会が行われており、運用指針の交通費の「議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。」に抵触する。

(B) 平成21年10月31日、10月分ガソリン代、返還要求額8,358円

この領収書及び請求書にある10月19日の給油について、当日は決算特別委員会の県内視察が行われており、同じく運用指針の「議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。」に抵触する。

(C) 平成21年4月20日、ガソリン代、返還要求額6,160円

この支出を証する書面として添付されている通帳コピーの日付4月20日は企画財政委員会が行われており、同じく運用指針の「議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。」に抵触する。

(D) 平成21年5月11日、高速代、700円

平成21年4月2日、ガソリン代、2,069円、返還要求額計2,769円

この支出は平成20年度中に発生した料金であり、平成21年度の支出としては認められない。

(E) 平成21年4月10日、高速代、返還要求額13,400円

この支出は平成21年2月3日から2月16日までのETC利用料金であり、平成21年度の支出としては認められない。

(F)平成21年5月13日、ガソリン代、返還要求額714円

通帳コピーによると平成20年度分が含まれており、その支出は認められない。

(G)平成21年4月28日、雇用者分ガソリン代、返還要求額3,549円

領収日は平成21年4月28日であるが、3月31日締めのご請求である。給油日の記載がないが、平成21年3月末以前であったことは明白であり、平成21年度の支出としては認められない。

(H)平成21年5月11日、高速代、返還要求額16,660円

この支出は平成21年2月6日から3月28日までのETC利用料金であり、平成21年度の支出としては認められない。

(I)平成21年4月6日、4月分高速道路料金、返還要求額10,200円

この支出は平成21年2月2日から2月27日までのETC利用料金であり、平成21年度の支出としては認められない。

(J)平成22年3月30日、高速代、1,600円

平成22年3月31日、ガソリン代、5,000円、返還要求額計6,600円

この「県政調査費 支出証明書」には領収書の添付がされていない。運用指針の別記様式2では、自動販売機など領収書がない場合、領収書を亡失した場合には支出証明書を作成する旨が記されている。実際には領収書が存在したにもかかわらず紛失したという理由では、記載された金額が県政調査費の支出として正しいと証明できない。

運用指針の基本的原則の「必ず会派において関係書類を整理・保管すること。」に抵触する。

(K)一か月分をまとめて支払っているガソリン代、油代等46件、返還要求額計953,260円

該当する月の中で、給油日、給油量などの詳細な記録がない。ガソリンについては、運用指針の交通費に「会期中に給油した分には充当できない。」とあり、また「議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。」とあるが、当該月において定例会及び委員会等により費用弁償を受けた日に該当していないことの証明がされていない。

以下の中には月ごとの支払いであるのか、都度払いなのか判明しないものがある。運用指針の「証拠書類は、原則として領収書を徴するものとする。」の原則が守られていない。銀行の通帳コピーを給油の証拠書類としているものも存在するが、「領収書等貼付用紙」の下段には、何に支出されたか分かるような記載がない場合は余白に補記する旨記されているが、補記されていない。

月ごとに支払う方式にしている場合には、給油日、給油量、単価などが証明される関係書類である納品書等が一式として添付されていなければならない。納品書は運用指針の基本的原則の「関係書類」であり、支出が正しいものかどうか判断できる一助となる。

埼玉県県政調査費の交付に関する規程(平成13年議会告示第3号。以下「規

程」という。)第7条第2項に「収支報告書を提出するときは、県政調査費の支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類(以下「証拠書類」という。)の写しを併せて提出しなければならない。」と定められている。給油日、給油量、単価などの詳細が証明されている書類が「証拠書類」と言えるものであり、月額支払額だけが記載された領収書では「証拠書類」が提出されているとは言えない。

- ア 平成21年5月30日、燃料代5月分、13,142円
- イ 平成21年6月30日、燃料代6月分、16,281円
- ウ 平成21年9月30日、ガソリン代9月分、8,972円
- エ 平成21年10月31日、ガソリン代10月分、5,188円
- オ 平成21年11月30日、ガソリン代金11月分、8,859円
- カ 平成21年7月31日、7月分ガソリン代負担金、4,000円
- キ 平成21年9月30日、9月分ガソリン代負担金、4,000円
- ク 平成21年9月30日、燃料代、18,750円
- ケ 平成21年10月31日、燃料代、33,000円
- コ 平成22年1月29日、燃料代、36,606円
- サ 平成22年2月19日、燃料代、26,148円
- シ 平成22年3月24日、燃料代、36,667円
- ス 平成22年2月1日、1月分ガソリン代、14,336円
- セ 平成21年7月1日、6月分ガソリン代、10,811円
- ソ 平成21年10月1日、9月分ガソリン代、12,922円
- タ 平成21年5月1日、4月分ガソリン代、11,841円
- チ 平成21年6月29日、6月分ガソリン代、7,703円
- ツ 平成22年3月3日、2月分ガソリン代、7,462円
- テ 平成21年5月26日、車両ガソリン代、46,594円
- ト 平成21年7月9日、車両燃料、28,711円
- ナ 平成22年3月20日、2月分ガソリン代、19,826円
- ニ 平成21年4月30日、4月分ガソリン代、53,706円
- ヌ 平成21年5月29日、5月分ガソリン代、68,864円
- ネ 平成21年7月31日、7月分ガソリン代、11,091円
- ノ 平成21年9月18日、ガソリン代、29,710円
- ハ 平成21年9月30日、9月分ガソリン代、13,815円
- ヒ 平成21年10月13日ほか、ガソリン代、11,876円
- フ 平成21年11月3日、10月分ガソリン代、9,108円
- ヘ 平成22年1月12日、ガソリン代、3,980円
- ホ 平成22年1月18日、ガソリン代、10,564円
- マ 平成21年6月30日、6月分ハイオクガソリン117ℓ、15,725円
- ミ 平成21年7月31日、7月分ガソリン代、8,115円
- ム 平成21年9月30日、9月分ガソリン代、8,404円
- メ 平成21年11月30日、11月分ガソリン代、17,851円

- モ 平成22年2月27日、2月分ガソリン代、17,489円
- ヤ 平成22年2月27日、ガソリン代、2,075円
- ユ 平成22年3月8日、ガソリン代2/1~2/21、25,481円
- ヨ 平成22年1月26日、1~3月分ガソリン代、4,987円
- ラ 平成21年11月24日ほか、ガソリン代、52,091円
- リ 平成22年3月31日、ガソリン代、35,031円
- ル 平成21年5月3日、政務調査に伴う車両燃料費、31,130円
- レ 平成21年6月3日、政務調査時使用する車のガソリン代、28,236円
- ロ 平成21年8月3日、県政調査時使用車のガソリン代、30,500円
- ワ 平成21年4月30日ほか、ガソリン代、32,744円
- ヲ 平成21年7月3日、県政調査時使用する車のガソリン代、29,300円
- ン 平成21年7月31日ほか、7月分ガソリン代、29,568円

第2 監査委員の除斥

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により、議員である神山佐市委員及び鈴木義弘委員は監査手続きに加わらなかった。

第3 請求の要件審査

請求人は公金支出の不当性を主張しており、本件請求は法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認めた。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

「埼玉県議会自由民主党議員団に対して交付している平成21年度県政調査費の交通費にかかる不当支出の件」として摘示のあった支出を監査の対象とした。

2 監査対象機関

議会事務局総務課

3 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成22年10月29日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から陳述があった。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき、議会事務局総務課職員が立ち会った。なお、証拠の提出はなかった。

また、同日、議会事務局総務課職員の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

(1) 請求人の陳述の要旨

ア 埼玉県県政調査費の交付に関する条例（平成13年条例第50号。以下「条例」

という。)は平成13年2月定例会において議員提案により制定された。交付される側が条例提案をしているという矛盾がある。

イ さらに、条例の最後には「県政調査費に関し必要な事項は、議長が定める。」とあり、あくまで議会が使うお金に「知事には口出しをさせないぞ」という姿が見える。

ウ 規程第6条の「使途基準」は、議会の判断で書き換えができないよう、条例の中に入れられるべきものである。

エ 運用指針は平成21年4月に県議会が作成したが、本来は知事が運用指針を示すべきものである。交付する側が使い方のルールを定めて交付するのが当然であるが、県政調査費については条例も規程も運用指針も県議会に決めさせている。

オ 一方、知事によって議会の自由な活動が妨げられてはいけないという考え方がない訳ではないが、知事は議員が使う議会費や県政調査費に対する責任を負う立場にあり、議員が不当に使った公費があっても、責任を負うのは知事である。

カ 運用指針の基本的原則には「社会通念上妥当な範囲内の実費に充当するものであること」と書かれている。議員と県民の社会通念にズレがある場合、それを埋めるためにあるものが指針などのルールや基準である。そのルールである運用指針が恣意的に作られている例が3つある。

キ 一つ目の例は、規程第7条では「収支報告書を提出するときは、県政調査費の支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類(証拠書類)の写しを併せて提出しなければならない。」としている。しかし、運用指針の「証拠書類」では、領収書を亡失した場合は支出証明書を作成することとなっており、規程の「支出の事実を証する書類」が、運用指針の中では議会会派の書いた書類で代行されている。

ク 二つ目の例は、運用指針の調査研究費のガソリン代で、「活動補助費の中の交通費に一括して計上する。」となっており、どのような調査研究にガソリン代が必要であったかを証明しないようにしている。

ケ 三つ目の例は、運用指針の「按分の考え方」で、「県政調査費は、県政調査活動のみに充当できる。その他の活動(政党活動、後援会活動等)と混在する場合は、議員の活動実態に応じて会派が定めた割合により按分して充当することができる。」としているが、その他の活動との割合が不明確であり、また、同じ会派の中でも議員によって割合がまちまちである。

コ 最後に、監査委員は何を基準に監査するのか、監査基準を監査結果の中で示すようお願いする。

(2) 議会事務局総務課の陳述の要旨

規程によれば、県政調査費の支出を証明するためには、領収書等証拠書類の写しを提出すればよいとされている。一方、書類だけでは県政調査費が充当できるものに充当したかを確認することが困難なものがあることも事実である。したがって、議会事務局としては、議長の指示の下、書類の受理に当たっては、運用指針に合致しているか、必要があれば会派(議員)に対面等により確認している。

(A)及び(B)については、領収書等の写しの受理に当たって、職務である決

算特別委員会の審査あるいは視察を行うために要する費用に充てられたものではないことを、会派及び議員に対面で確認している。具体的には、関係議員の事務所の職員が使用するために給油したことを確認している。

(C)については、4月20日は常任委員会が開催されたが、日付は給油日ではなく支出日、口座振替日であるので、問題ないと考えている。

(D)から(I)については、運用指針における様式「県政調査費 領収書等貼付用紙」等では「支出年月日」を書くこととされており、所属年度区分の考え方は、運用指針上、支出年月日とされている。

(J)については、運用指針では領収書を亡失した場合も支出証明書により充当することを認めている。なお、一般的にこうした領収書等の写しの添付がない場合も、必要があれば議員にはその内容を確認している。

(K)については、領収書等の写しの受理に当たり、会期中の給油等が含まれていないか会派(議員)に対面で確認をしている。

以上のとおり、自由民主党議員団の交通費については、全て適正と考えている。

(3) 議会事務局総務課の陳述に対する請求人の意見の要旨

ガソリン代について、本来証拠書類とは給油日等の詳細が確認できるもの、例えばガソリンスタンドが出す請求書などであり、月ごとの金額のみ記載の領収書だけでは証拠書類と認められない。

第5 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと判断し棄却する。

以下、監査対象機関の説明、事実関係、監査対象事項に対する判断について述べる。

1 監査対象機関の説明

議会事務局総務課から関係書類の提出を受け調査を行うとともに、事実関係などを確認するため平成22年10月29日に監査を実施した。

(1) ガソリン代と費用弁償との関係について

運用指針の交通費に「議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。」とあり、判断基準としては、費用弁償の対象となる支出に重複して県政調査費が充当されていないか具体的に確認する。

例えば、委員会活動のため自動車で登庁するに際してガソリンを給油した場合、委員会活動を行うために要する費用につき費用弁償が議員に支給されることから、当該給油への県政調査費の充当は認められない。

また、給油日だけで判定するわけではなく、例えば、費用弁償が支給される日に議会活動のために議事堂に登庁する場合、その途中で給油したガソリンには県政調査費を充当できないが、その議会活動が終わって帰宅し、改めて議員が調査研究活

動を行うために給油したものであれば充当できる。

(2) 領収書等の確認について

量が膨大であることから、全会派の了解の下、年度終了後の収支報告を待たずに四半期ごとに領収書等の提出を求め、事前に確認をしている。

(3) 議員に対する運用指針等の周知について

全議員を対象とした運用指針等の説明会を平成 2 1 年 4 月に開催したのを始め、(2) の事前確認の際、個々の会派及び議員に対して運用指針等の周知を図っている。

(4) 月ごとに支払う場合のガソリン代領収書について

規程では領収書等の提出が定められており、一般に、給油日等の記載は領収書の要件とはならない。なお、運用指針においても給油日、給油量、単価等の詳細な記載について義務付けはない。

(5) 県政調査活動とその他の活動との按分について

ガソリン代については、県政調査活動に専用で使用している車両の場合は 1 0 0 % 充当としている。私的な用務等他の用務と兼用で使用している場合は、会派の基本的な考え方及びそれに基づく実態に沿って按分率が定められている。

(6) 所属年度区分について

運用指針の「県政調査費 領収書等貼付用紙」等では支出年月日を書くこととされており、支出年月日で整理している。

(7) 領収書を亡失した場合について

運用指針において「領収書を亡失した場合」は「県政調査費 支出証明書」を作成することとされており、運用指針の基本的原則の「必ず会派において関係書類を整理・保管すること。」には抵触しない。

(8) 「領収書等貼付用紙」の余白の補記について

月ごとの支払のガソリン代について、運用指針において「一般的記載事項の一部が記載されていない場合は、「領収書等貼付用紙」の余白に補記する。」とある。一般に、また運用指針で定められている領収書の一般的記載事項は、年月日、金額、使途、発行者及び宛名の 5 項目であり、その項目が抜けている場合に補記することとされている。

(9) 条例第 8 条の議長の調査について

会派から提出された収支報告書及び証拠書類について、議長の調査する権限に基づいて、議会事務局総務課職員が調査している。最終的に議長に報告し、議長は適正と判断している。

2 事実関係

監査対象事項について、議会事務局総務課に対する監査及び関係書類の調査を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 県政調査費制度について

平成12年4月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成11年法律第87号)が施行され、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大した。これに伴い、地方議会の審議能力の強化による活性化が求められることとなった。

このような状況から、同年5月、法が改正され、平成13年4月から政務調査費制度が導入された。

ア 根拠法

法第100条第14項において「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定している。

また、同条第15項において「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している。

イ 根拠条例等

法のこうした規定を受け、本県では「埼玉県県政調査費の交付に関する条例」及び「埼玉県県政調査費の交付に関する規程」を制定した。

本県の県政調査費制度の主な内容は次のとおりである。

交付対象(条例第2条)

県政調査費は、議長に届出のあった会派(所属議員が1人の場合を含む。)に対し交付する。

交付額等(条例第3条)

県政調査費は、月額50万円に所属議員の数を乗じて得た額を交付する。

所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。

交付決定(条例第4条)

知事は、議長から会派に係る通知を受けたときは、速やかに県政調査費の交付決定を行い、会派の代表者に通知しなければならない。

請求及び交付(条例第5条)

会派の代表者は、毎四半期ごとに当該四半期に属する月数分の県政調査費を請求するものとする。

知事は、請求があったときは、県政調査費を交付するものとする。

使途(条例第6条)

会派は、県政調査費を議長が別に定める使途基準に従い使用しなければならない。

収支報告(条例第7条)

会派の代表者は、県政調査費に係る収入及び支出の報告書(収支報告書)を、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

議長の調査(条例第8条)

議長は、県政調査費の適正な運用を期するため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

返還(条例第9条)

会派は、その年度において交付を受けた県政調査費の総額から、当該会派がその年度において行った県政調査費による支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の県政調査費を返還しなければならない。

ウ 県政調査費の使途基準(規程第6条)

条例第6条に規定する使途基準は、下表のとおりである。

分類	項目	内 容	主 な 例
調査研究・政策立案活動費	調査研究費	県政調査活動として行う視察・研修等の実施・参加及び外部への調査研究委託等に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、レンタカー・バス借上代、調査先入場料、調査先への土産代、傷害保険料、通訳・翻訳・速記代、講師等謝礼、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、参加費、資料購入費、資料作成費、調査研究等委託費等
	会議費	県政調査活動として開催・出席する会派内・会派間会議等に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、通訳・翻訳・速記代、講師等謝礼、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費等
	グループ活動費	県政調査活動として行う議員連盟活動等に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、茶菓代、県政調査活動を主目的とする議員連盟の視察等参加費、会派内・会派間の調査研究又は立案を目的としたグループの視察等参加費等
広聴・広報活動費	広聴費	県政調査活動として行う各種団体等との意見交換、行政関係者からの意見聴取、県民からの相談や要望の聴取、アンケート調査等に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、アンケート調査費、地域団体等各種団体との意見交換会等に必要な会費等
	広報紙(誌)等発行費	県政調査活動として行う広報紙(誌)等の作成・発行に要する経費	広報紙(誌)・県政調査報告書等の印刷・製本代、原稿料、委託料、デザイン代、写真代、コピー代、はがき代、新聞折込代、送料等
	ホームページ等作成・管理費	県政調査活動として行うホームページ・ブログ等の作成・管理に要する経費	ホームページ・ブログ作成管理委託料、保守料等
	県政報告等活動費	県政調査活動として行う県政報告会や街頭広報等に要する経費	交通費、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、通訳・速記代、機材費、自動車リース代、道路使用許可申請手数料等

活動補助費	人件費	県政調査活動のため雇用する職員及び臨時職員等に要する経費	給料、賃金（臨時職員）各種手当、社会保険料、負担金等
	事務所費	県政調査活動のため必要な事務所の設置及び維持に要する経費	賃借料、管理費、県政調査活動に必要な造作費、仲介手数料、礼金、清掃・修繕等維持管理経費、負担金等
	事務費	県政調査活動のため必要な事務に要する経費	事務用品代（文具・コピー用紙等）備品購入費、備品等修理費、事務機器リース・保守料、固定電話使用料、インターネット接続経費・使用料、ケーブルテレビ利用料、光熱水費、送料、茶菓代、来客等駐車場賃借料、携帯電話使用料、名刺代、負担金等
	資料購入・作成費	県政調査活動のため日常的に必要な資料の購入・作成に要する経費	書籍・報告書等購入費、ビデオテープ・DVD・CD-ROM等購入費、有料データベース代、コピー代、印刷・製本代、原稿料、写真代、パネル代、新聞・雑誌購読料、事典辞書・法令集等購入費等
	交通費	県政調査活動のため日常的に必要な交通費	電車代、バス代、タクシー代、高速道路料金、駐車場代、ガソリン代、自動車の維持管理費用、自動車リース代等

備考 県政調査活動とは、議員の職務を遂行するのに必要な調査研究、政策立案、広聴、広報等の活動をいう。

（２）運用指針について

本県議会では条例等施行後、制度の透明性の向上等を図るため検討を重ねてきたが、平成21年3月「議会あり方研究会」が議長に検討結果を報告・提言した。

これを踏まえ、県政調査費について、その支出に係る領収書等の写しの提出が義務付けられるとともに原則として公開することとし、規程を改正するとともに「県政調査費の適正な運用を図るために各会派が参照すべき事項」として平成21年4月に運用指針を制定した。

（３）平成21年度県政調査費の流れ

- ア 平成21年3月28日までに各会派から議長に会派の届出を提出
- イ 4月1日、議長から知事へ会派について通知
- ウ 4月1日、知事から各会派に合計5億4,600万円を交付決定（50万円×会派の議員数91人×12か月）
- エ 4月1日、各会派から知事へ第1四半期分を請求（四半期ごとに請求）
- オ 4月15日、知事から各会派へ合計1億3,650万円を交付（四半期ごとに50万円×会派の議員数×3か月分を各会派の口座へ振り込む）
- カ 7月（四半期終了後）に各議員は証拠書類等を整理し会派へ提出し、各会派の経理責任者が同書類の内容をチェックし議会事務局へ提出。その後、議会事務局

職員が同書類の内容をチェックし各会派に返還（チェック後の証拠書類等は会派が保管）

（以後、第3四半期まで同じ）

- キ 平成22年4月中旬までに各議員は証拠書類等を整理し会派へ提出
- ク 4月30日までに会派の経理責任者は同書類の内容をチェックし、提出用コピーを作成し議会事務局へ提出
- ケ 5月1日、議会事務局は収支報告書等の情報公開請求を受理（7月1日から公開）
- コ 5月18日までに議会事務局職員は内容をチェックし、収支報告書の写しを知事へ送付
- サ 5月18日、収支報告書に残余がある場合、知事は交付決定を減額、返納通知書を該当会派へ送付
- シ 返納通知書を受けた会派は残余額を返納

（4）議会事務局によるチェック

議会事務局は、四半期ごとの具体的な確認作業として、会派の県政調査費経理責任者が確認した収支報告書及び証拠書類の内容について、その書類の記載方法、県政調査費の充当金額や充当割合、数字の転記・集計結果をチェックするとともに、条例や規程、運用指針に照らして誤りがないか外形的な点検・確認を行っている。

報告内容の確認に当たっては、議員活動の自主性、自律性を尊重しつつ、支出された経費が議員の調査研究活動に係るものか、必要に応じて会派の経理責任者又は議員に確認している。

（5）ガソリン代について

ア 県政調査費のガソリン代への充当についての基本原則は、運用指針の交通費の「議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。」である。

この判断基準は、費用弁償の対象となる職務を行うために要する費用に県政調査費が充当されていないかである。

イ ただし、定例会会期中については、費用弁償との重複の有無にかかわらず、運用指針において「会期中に給油した分には充当できない。」としている。

ウ また、給油日と費用弁償を受けた日が重複していても、費用弁償の支給対象となる職務を行うために要する費用に充てたものでない場合、例えば、議会への登庁に使用する車両とは別の県政調査活動専用車を使用して事務所の職員等が県政調査活動を行う場合などは、県政調査費を充当できる。

エ 月ごとに支払う場合の領収書や月ごとの支払であるのか給油の都度の支払であるのか判然としない領収書、引落記録がある通帳のコピー等には給油日が記載されていないか明らかでない。こうした場合議会事務局では、領収書等の写しの受理に当たり、費用弁償の支給実績等と対比して、定例会会期中に給油日がないことや費用弁償との重複がないことを会派（議員）に口頭で確認している。

オ 規程では領収書等の提出について規定されているが、給油日、給油量、単価等

の詳細を記載することは必ずしも領収書の要件とはなっていない。

なお、規程及び運用指針には、そうした詳細が分かる書類の提出については規定されていない。

カ 運用指針において「領収書等貼付用紙」の余白に補記が必要とされているのは、領収書に一般的に記載されている年月日、金額、使途、発行者及び宛名の一部が記載されていない場合であり、給油日、給油量、単価等について余白に補記することは規定されていない。

キ 領収書を亡失した場合は、運用指針において「県政調査費 支出証明書」を作成することにより県政調査費の充当を認めている。

(6) 所属年度区分について

運用指針の「県政調査費 領収書等貼付用紙」等により支出年月日を記入することとしており、支出の原因となる行為の日の属する年度と、支払日の属する年度が異なる場合は、支払日の属する年度に区分することとしている。

3 監査対象事項に対する判断

(1) 監査の視点

ア 県政調査費制度の根拠規定である法第100条第14項は「条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。」と規定し、同条第15項において、政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、収入及び支出の報告書を、政務調査費の予算執行行為を行う知事ではなく、議会の代表である議長に提出するように定めている。

また本県では、法の規定に基づいて定めた条例第10条において「この条例に定めるもののほか、県政調査費に関し必要な事項は、議長が定める。」と規定し、この委任規定に基づき規程が制定されている。

県政調査費の使途基準についても条例第6条及び規程第6条に基づき議長が定めており、また、収支報告書や領収書等の関係書類の提出を受ける権限やそれらを調査する権限についても、知事ではなく議長に与えられている。

以上のとおり、県政調査費制度については、議会の自主性、自律性を尊重する制度となっており、平成21年12月17日最高裁判決においても、「(略)このような政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」とされている。

イ 以上のことから、監査に当たっては、会派等の自主性、自律性を尊重した上で、一般的、外形的に県政調査費の使途基準に該当するか否かを確認することとする。

ウ その確認に当たっては、条例、規程及び運用指針を基準とし、運用の取扱いについては議会事務局に対する調査や監査を通じて確認する。

エ 規程や運用指針で定める県政調査費の使途基準に明らかに逸脱したものについては、県政調査費の返還を求めることとする。

監査委員は以上のような視点に立って監査を行い、請求人から県政調査費の不当な支出として指摘された事項について判断する。

(2) 判断

(A) 平成21年11月30日、11月分ガソリン代、返還要求額8,554円

請求人は、10月29日の給油日当日は決算特別委員会があったため当該議員は費用弁償を受けており、費用弁償との関係を定めた運用指針の規定に抵触していると主張している。

これに対し議会事務局からは、領収書等の写しの受理に当たり議員から、特別委員会委員の職務を行うための費用に充てたものではなく、県政調査を補助する事務所の職員が使用するために給油したものであることを確認した旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

(B) 平成21年10月31日、10月分ガソリン代、返還要求額8,358円

請求人は、10月19日の給油日当日は決算特別委員会の県内視察があったため当該議員は費用弁償を受けており、同じく運用指針の規定に抵触していると主張している。

これに対し議会事務局からは、領収書等の写しの受理に当たり議員から、特別委員会委員の職務を行うための費用に充てたものではなく、県政調査を補助する事務所の職員が使用するために給油したものであることを確認した旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

(C) 平成21年4月20日、ガソリン代、返還要求額6,160円

請求人は、通帳コピーの日付の4月20日は企画財政委員会があったため当該議員は費用弁償を受けており、同じく運用指針の規定に抵触していると主張している。

これに対し議会事務局からは、4月20日は給油日でなく口座振替日(支出日)であり問題はないとの説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

(D) 平成21年5月11日、高速代、700円

平成21年4月2日、ガソリン代、2,069円、返還要求額計2,769円
請求人は、この支出は平成20年度中に発生した料金であり、平成21年度の支出として認められないと主張している。

前記「2事実関係」で確認したとおり、支出した年度で区分する取扱いとしており、支出年月日が平成21年度であるため、問題はないものと判断した。

(E) 平成21年4月10日、高速代、返還要求額13,400円

請求人は、この支出は平成21年2月のETC利用料金であり、平成21年度の支出として認められないと主張している。

前記「2事実関係」で確認したとおり、支出した年度で区分する取扱いとしており、支出年月日が平成21年度であるため、問題はないものと判断した。

(F) 平成 2 1 年 5 月 1 3 日、ガソリン代、返還要求額 7 1 4 円

請求人は、通帳コピーの日付から平成 2 0 年度分が含まれており、平成 2 1 年度の支出として認められないと主張している。

前記「 2 事実関係」で確認したとおり、支出した年度で区分する取扱いとしており、支出年月日が平成 2 1 年度であるため、問題はないものと判断した。

(G) 平成 2 1 年 4 月 2 8 日、雇用者分ガソリン代、返還要求額 3 , 5 4 9 円

請求人は、3 月 3 1 日締め請求によって支払われたものであり、給油日は記載されていないが、平成 2 1 年 3 月末以前であることは明白であり、平成 2 1 年度の支出として認められないと主張している。

前記「 2 事実関係」で確認したとおり、支出した年度で区分する取扱いとしており、支出年月日が平成 2 1 年度であるため、問題はないものと判断した。

(H) 平成 2 1 年 5 月 1 1 日、高速代、返還要求額 1 6 , 6 6 0 円

請求人は、この支出は平成 2 1 年 2 月から 3 月の E T C 利用料金であり、平成 2 1 年度の支出として認められないと主張している。

前記「 2 事実関係」で確認したとおり、支出した年度で区分する取扱いとしており、支出年月日が平成 2 1 年度であるため、問題はないものと判断した。

(I) 平成 2 1 年 4 月 6 日、4 月分高速道路料金、返還要求額 1 0 , 2 0 0 円

請求人は、この支出は平成 2 1 年 2 月の E T C 利用料金であり、平成 2 1 年度の支出として認められないと主張している。

前記「 2 事実関係」で確認したとおり、支出した年度で区分する取扱いとしており、支出年月日が平成 2 1 年度であるため、問題はないものと判断した。

(J) 平成 2 2 年 3 月 3 0 日、高速代、1 , 6 0 0 円

平成 2 2 年 3 月 3 1 日、ガソリン代 5 , 0 0 0 円、返還要求額計 6 , 6 0 0 円

請求人は、紛失を理由とした「県政調査費 支出証明書」の作成は、支出金額の証明にならず、運用指針に定める「必ず会派において関係書類を整理・保管すること。」に抵触し認められないと主張している。

前記「 2 事実関係」で確認したとおり、運用指針において「支出証明書」は「領収書を亡失した場合など領収書等がない場合に作成。」と定め、県政調査費の充當を認めている。

また、議会事務局から、「支出証明書」の作成は運用指針の「必ず会派において関係書類を整理・保管すること。」に抵触しないとの見解が示され、問題はないものと判断した。

(K) 一か月分をまとめて支払っているガソリン代、油代等 4 6 件、返還要求額計 9 5 3 , 2 6 0 円

請求人は、これらについて、給油日等の詳細な記載がなく会期中の給油や費用弁償との重複がない旨の証明がないこと、月払いか都度払いか判明しないものや「領収書等貼付用紙」の余白への用途等の補記がなされていないものがあること、月払いの場合は給油日等が証明される納品書の添付が必要であること、給油日等の記載がない月額支払額だけの領収書は証拠書類とは言えないこと等を指摘している。

これに対し議会事務局からは、領収書等の写しの受理に当たり、費用弁償の支給実績等と対比して、定例会会期中の給油や費用弁償との重複がないことを会派（議員）に対面で確認した旨の説明があった。また、前記「２事実関係」で確認したとおり「領収書等貼付用紙」の余白への補記や納品書の添付、領収書への記載事項について、運用指針への抵触は認められなかった。

（３）結論

以上のとおり、「平成２１年度県政調査費の支出のうちの交通費について、議会自ら制定した運用指針から逸脱した用途がある。」とする請求人の主張には理由がない。

４ 意見

監査の結果は上記のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

県政調査費については、議会の自律性が尊重され、議会自らが適正な運用を図るべきものとされている。

県議会においては、平成２１年度から県政調査費に係る支出について領収書等の証拠書類の写しの添付を義務付けるなど、県政調査費の適正化、透明化に努力してきた。

今後も、これまでの県政調査費制度の運用を踏まえ、下記の点にも留意しながらよりよい県政調査費制度の推進を図るよう期待するものである。

記

用途等が運用指針に適合していることが証拠書類だけでは判断できず、議会事務局による口頭確認で補っているものが少なからず見受けられた。

県民は、県政調査費の具体的な支出内容について、情報公開に供されている証拠書類等の資料によってのみ知ることができるのであり、証拠書類は透明性の確保の観点から、各会派及び各議員の県政調査活動に支障のない範囲で、運用指針に適合していることが確認できる資料となるよう要望するとともに、議会事務局においては議長の調査権限に基づき、より一層審査の充実を図られたい。

県政調査費の運用指針(抜粋)

(趣旨)

第 1 この指針は、県政調査費の適正な運用を図るために各会派が参照すべき事項を定めるものとする。

(県政調査費を充当できる活動)

第 2 会派が県政調査費を充当できる活動については、別表のとおりとする。

(基本的な原則)

第 3 会派が県政調査費を充当する際の基本的な原則は、別記 1 のとおりとする。

(使途基準の留意事項等)

第 4 埼玉県県政調査費の交付に関する規程(以下「規程」という。)第 6 条で規定する別表の使途基準について留意すべき事項等は、別記 2 のとおりとする。

(証拠書類)

第 5 規程第 7 条第 2 項の規定により提出する証拠書類の写しについては、別記 3 のとおりとする。

2 規程第 7 条第 2 項ただし書に規定する証拠書類は、調査研究費、会議費及び広聴費に係るものとする。

(様式)

第 6 規程第 7 条第 2 項の規定により証拠書類の写しを提出するときは、別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号により行うものとする。

2 第 3 で規定する基本的な原則に基づき会派から議員へ包括的な委託を行う場合は、別記様式第 3 号により行うものとする。

附 則

この指針は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

県政調査費を充当する際の基本的な原則

1 社会通念上妥当な範囲内の実費に充当するものであること

県政調査費は議員の職務の一環として行う県政調査活動のために支出する経費であり、社会通念上妥当な範囲内に充当しなければならない。

- ・ 議員本人の食事代は、会議・会合等の際に必要性がある場合に充当することができる。

県政調査費は、県政調査活動に実際に要した経費(実費)に充当することを原則とする。

配偶者、被扶養者、同居者など生計を一にする者や自らが代表者・役員等の地位にある法人に対する支出は、実費の弁償ではないとみなされるおそれがあるため慎重な対応を要する。

2 資産形成につながるものでないこと

不動産、車等の高額な物品の購入に充てることはできない。

県政調査活動のために必要な事務所の造作を行う以外は、事務所の改修・改造費用など資産価値を高めたり、資産形成につながるおそれのある支出に県政調査費を充当することはできない。

3 関係書類を整理・保管すること

活動内容や証拠書類の整理・保管を行わなければならない。

- ・ 外部団体等への調査委託、補助職員の雇用、事務所の借り上げ、自動車や高額備品のリースなどについては、契約書を作成すること。
- ・ 会派及びその所属議員の調査研究の内容及び経費の内訳を記載した調査研究報告書とその添付書類などの書類については、必ず会派において整理・保管すること。

4 会派から議員への委託手続

会派の所属議員が個々に行う県政調査活動に県政調査費を充てるに当たっては、会派から所属議員に対し、県政調査活動に関する包括的あるいは個別的な委託の手続きを行うことが望ましい。

- ・ 会派は当該議員の支出に係る領収書等の証拠書類をもとに、使途基準に合致していることを確認すること。

5 按分の考え方

県政調査費は、県政調査活動のみに充当できる。

その他の活動(政党活動、後援会活動等)と混在する場合は、議員の活動実態に応じて会派が定めた割合により按分して充当することができる。

6 公職選挙法等他の法令に抵触しない支出に充当すること

会議・会合等を開催する場合の留意点

県政調査活動の一環として、飲食を伴う会議や会合等を開催する場合には、十分留意する必要がある。

出席者	食事の提供	食事に関する出席者の実費負担	湯茶、通常程度の茶菓の提供
選挙区内にある者	×		
選挙区外にある者			

会議・会合等に参加する場合の留意点

県政調査活動の一環として、選挙区内の各種団体等が主催する会議・会合等に参加する場合、会費制の会議・会合等における「会費」以外の支出を行うことは、禁止された寄附に該当することになる。

7 県政調査費を充当するのに適しない例

政党活動への支出、選挙活動への支出、後援会活動への支出、私的経費への支出

項 目	広報紙（誌）等発行費
内 容	県政調査活動として行う広報紙（誌）等の作成・発行に要する経費
例 示	広報紙（誌）・県政調査報告書等の印刷・製本代、原稿料、委託料、デザイン代、写真代、コピー代、はがき代、新聞折込代、送料等

留 意 事 項 等

留意事項

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 主に県民を対象として会派が発行した県政に関する広報紙（誌）等であること（原則として会派名を記載すること。）。 2 県民等からの意見・要望等を受け付けるための電話番号、電子メールアドレス等を記載すること。 3 発行した広報紙（誌）や契約書等は保管しておくこと。 4 送料
 <p style="margin-left: 40px;">ポストイン代を含む。</p> |
|--|

項 目	県政報告等活動費
内 容	県政調査活動として行う県政報告会や街頭広報等に要する経費
例 示	交通費、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、通訳・速記代、機材費、自動車リース代、道路使用許可申請手数料等

留 意 事 項 等

1 対象となる活動の例

- (1) 県政報告会、政策講演会、対話集会等
- (2) 街頭・駅頭や広報車での活動等

2 留意事項

(1) 交通費

バス・電車代：乗車賃のほか、急行・特急料金等（新幹線利用を含む）に充当できる。ただし、グリーン料金は活動遂行上必要性が高い場合に充当できる。

タクシー等：効率的で円滑な活動が行える場合に充当できる。

ガソリン代：「活動補助費」の中の「交通費」に一括して計上する。

駐車場代・高速道路代に充当できる。

(2) 茶菓代

県政報告会等に伴う茶菓代に充当できる。

公職選挙法に抵触しない範囲であること。

社会通念上妥当な金額の範囲内で充当できる。

(3) 自動車リース代

広報車の看板の記載内容は、公職選挙法に抵触しない範囲であるとともに、会派の名称を記載すること。

項 目	事務費
内 容	県政調査活動のため必要な事務に要する経費
例 示	事務用品代（文具・コピー用紙等）、備品購入費、備品等修理費、事務機器リース・保守料、固定電話使用料、インターネット接続経費・使用料、ケーブルテレビ利用料、光熱水費、送料、茶菓代、来客等駐車場賃借料、携帯電話使用料、名刺代、負担金等

留 意 事 項 等	
留意事項	
1	<p>備品購入費 3万円を超える場合には充当できない。</p>
2	<p>光熱水費 独立した事務所以外にも使用する場合には、面積で按分すること。</p>
3	<p>茶菓代 (1) 県民等からの相談や要望等を聴取するために必要な場合は、充当することができる。 (2) 公職選挙法に抵触しない範囲であること。 (3) 社会通念上妥当な金額の範囲内で充当できる。</p>
4	<p>負担金 (1) 会社等が事業用に借りている事務所を利用している場合等で、事務所の事務用リース機器などを利用する場合に会社等に支払う。 (2) 負担金に関する契約書類を作成すること。</p>

項 目	交通費
内 容	県政調査活動のため日常的に必要な交通費
例 示	電車代、バス代、タクシー代、高速道路料金、駐車場代、ガソリン代、自動車の維持管理費、自動車リース代等

留 意 事 項 等

留意事項

- 1 議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。
- 2 電車代、バス代
 - (1) 乗車賃のほか、急行・特急料金等(新幹線利用を含む)に充当できる。
ただし、グリーン料金は活動遂行上必要性が高い場合に充当できる。
 - (2) Suica(スイカ)等のプリペイド式カードについては、県政調査活動専用のカードにチャージした額を充当することができる。
- 3 タクシー代
効率的で円滑な活動が行える場合に充当できる。
- 4 駐車場代
事務所用の日常的な駐車場代は「事務費」の「来客等駐車場賃借料」に計上すること。
- 5 ガソリン代
 - (1) 「調査研究・政策立案活動費」と「広聴・広報活動費」のガソリン代を一括計上すること。
 - (2) 会期中に給油した分には充当できない。
- 6 自動車の維持管理費
 - (1) 自家用車及びリース車の日常の維持管理費用(自動車諸税、車検費用、自賠責保険、オイル等の消耗品)に充当できる。
 - (2) 任意保険料や事故修理費用に係る経費には充当できない。
- 7 自動車リース代
 - (1) リース期間満了後に所有権が会派、議員、配偶者・被扶養者・同居者など生計を一にする者、自らが代表者・役員等の地位にある法人等に移転する場合は、資産形成につながるため充当できない。
 - (2) 任意保険料や事故修理費用に係る経費には充当できない。
 - (3) 県政調査活動専用の自動車の場合には100%充当できる。

証拠書類

埼玉県県政調査費の交付に関する規程第 7 条第 2 項の規定により議長へ写しを提出する証拠書類には、次のものがある。

(1) 領収書等

領収書等の例

領収書、レシート、口座振込記録(例：A T M利用明細)、口座引落記録(例：預金通帳) 原則として領収書を徴するものとする。

領収書に一般的に記載されている事項

- ア 年月日
- イ 金額
- ウ 用途(「ただし、代として」など何に支出されたか分かるような記載)
- エ 発行者
- オ 宛名(会派名又は議員名)

領収書等は「領収書等貼付用紙^{ちようふ}」に貼付し、その写しを議長に提出するものとする。

領収書等に用途、宛名などに掲げた一般的記載事項の一部が記載されていない場合は、「領収書等貼付用紙^{ちようふ}」の余白に補記する。

「領収書等貼付用紙^{ちようふ}」の用途欄に用途を記入する際は、用途基準の「主な例」を参考にすること。

按分した場合は、積算方法を「領収書等貼付用紙^{ちようふ}」の余白に記載する。

(2) 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例：電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

資料 2

埼玉県職員措置請求書

県知事が、埼玉県議会・会派：埼玉県議会自由民主党議員団に対して交付している平成 21 年度県政調査費の交通費にかかる不当支出の件

埼玉県監査委員 殿

平成 22 年 10 月 8 日

請求者 川越市 塚本千恵子

1) 請求の対象者

埼玉県知事 上田 清司

2) 請求の要旨

埼玉県知事は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、埼玉県議会の会派に対して、県政調査費を交付している。

県議会は、交付された県政調査費の支出について平成 21 年 4 月に「県政調査費の運用指針」（以下「指針」という）を制定しており、「県議会だより 117」にも掲載され、広く県民に報じられた。

そのような中、平成 21 年度県政調査費の支出のうちの交通費について、自ら制定したその指針から逸脱した用途があるため、知事は、会派：埼玉県議会自由民主党議員団（以下「自民党」という）に対して、下記支出の返還請求をするよう要求する。

3) 請求の理由

（以下に交通費領収書ファイルのページ番号を金額とともにそれぞれ記載する。）

- (A) 下記の領収書及び請求書によると 10 月 29 日に給油が行われている。当日は決算委員会が行われており、当該議員（荒川岩雄）はその委員であったため、費用弁償を受けている。「指針」P20 の 1「議員が費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充てることはできない」に抵触する。

P1118~1119 ￥21,011（11 月分）ガソリン代（荒川岩雄議員）

返還要求額 ￥8,554

- (B) 下記の領収書及び請求書によると 10 月 19 日に給油が行われている。当日は決算委員会の県内視察へ行田と熊谷市へ行っており、当該議員（荒川岩雄）費用弁償を受けている。「指針」P20 の 1「議員が費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充てることはできない」に抵触する。

P999~1000 ￥14,883（10 月分）ガソリン代（荒川岩雄議員）

返還要求額 ￥8,358

- (C) 下記支出を証する書面として通帳コピーが添付されている。給油日 4 月 20 日は、企画財政常任委員会の初顔合わせがあり、当該議員（長沼たけし）は登庁して、費用

弁償を受けている日である。「指針」P20の1「議員が費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充てることはできない」に抵触する。

P139 ￥21,819(ガソリン代)(長沼たけし) 返還要求額￥6,160

(D)下記の支出は、平成20年度中に発生した料金であり、平成20年度の支出にあたる。平成21年度の支出としては認められない。

P235 ￥700(高速代)(和田浩)

P30~31 ￥2,069(ガソリン代)(北堀篤) 返還要求額￥2,769

(E)下記の支出は、平成21年2月3日~2月16日までのETC利用料金であり、平成20年度の支出にあたるため、平成21年度の支出としては認められない。

P86~87 ￥13,400(高速代)(和田浩) 返還要求額￥13,400

(F)下記の通帳コピーによると、平成20年度分が含まれており、今年度前の給油であるため、認められない。

P242 ￥2,229(ガソリン代)(本木茂) 返還要求額￥714

(G)下記領収書は、21年4月28日に支払っているが、3月31日締め請求によって支払われたものである。給油した日が記載されていないが、平成21年3月末以前であったことは明白であり、20年度中に給油したものについては、21年度の県政調査費としては認められない。

P168 ￥3,549(ガソリン・雇用者分)(中村健) 返還要求額￥3,549

(H)下記の支出は、平成21年2月6日~3月28日までのETC利用料金であり、平成20年度の支出にあたるため、平成21年度の支出としては認められない。

P231~233 ￥16,660(高速代)(自民党県議団・株北野屋)

返還要求額￥16,660

(I)下記の支出は、平成21年2月2日~2月27日までのETC利用料金であり、平成20年度にかかった費用の支出にあたるため、平成21年度の支出としては認められない。

P56~57 ￥10,200(高速代)(神尾高善) 返還要求額￥10,200

(J)下記「県政調査費 支出証明書」には、領収書の添付がされていない。

「県政調査費運用指針」の第6では、提出書類の様式を定めているが、別記様式2(第6関係)では、冒頭に但し書きがあり、「自動販売機など領収書がない場合、領収書を亡失した場合には、支出証明書を作成」とされている。しかしながら、領収書が発行されない場合に「支出証明」を作成することは、「領収書を徴取し難い事」として社会通念上認められないわけではないものの、実際には領収書が存在したにも関わらず、紛失したという理由では、記載された金額が政務調査費の支出として正しいとの証明もできない。

指針のP2の「原則」の3には「必ず会派において関係書類を整理保管する。」に抵触するため認めることはできない。

P1689 ￥1,600(高速道路代)

P1693 ￥5,000(ガソリン代) 返還要求額￥6,600

(K)下記領収書は、「ガソリン代」や「油代」などの表記があるが、一か月分をまとめて支払っているものがある。

該当する月の中で、何時給油したのか、給油量などの詳細な記録がない。ガソリン給油については、「指針」P20の留意事項5に、「会期中には給油できない」との留意事項があり、また、同頁の1には「議員が費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない」とされており、当該月の間に定例会や委員会や特別委員会や行政視察のために費用弁償を受けている日に該当していないことの証明がされていない。

以下の中には、月毎ではなく都度の給油である可能性のあるものもあるが、月極であるのか、都度払いなのか、それすら判明せず、「指針」P21には、「証拠書類は、原則として領収書を徴するものとする」の原則が守られておらず、銀行の通帳コピーによって給油の証拠書類として貼り付けられているものも存在するが、領収書貼付用紙の下段に記載されている「何に支出されたか分かるような記載が無い場合は、余白に補記する」と指示されているが、補記されていない。

月毎に支払う方式にしている場合には、給油時に発行される「納品書」などの書類によって、給油日、給油量、単価などが証明される関係書類である納品書等が一式として添付されていなければならない。納品書は領収書ではないものの、「指針」P2の基本的原則の3にある「関係書類」になるものであって、支出が正しいものかどうか判断できる一助となるのもである。

埼玉県県政調査費の交付に関する規程第7条2では、「収支報告書を提出するときは、県政調査費の支出に係る領収書その他支出の事実を証する書類（以下「証拠書類」という）の写しを併せて提出しなければならない。」と定められており、給油日、給油量、単価などの詳細が証明されている書類が「証拠書類」と言えるものであるが、月額支払額だけの領収書では、証拠書類が提出されているとは言えない。

P282 ￥13,142（燃料代5月分）（蓮見昭一）
P390 ￥16,281（燃料代6月分）（蓮見昭一）
P807 ￥8,972（ガソリン代9月分）（小林哲也）
P994 ￥5,188（ガソリン代10月分）（小林哲也）
P1114 ￥8,859（ガソリン代金11月分）（小林哲也）
P582 ￥4,000（7月分ガソリン代負担金）（高橋政雄）
P800 ￥4,000（9月分ガソリン代負担金）（高橋政雄）
P808~809 ￥18,750（燃料代）（岩崎 宏）
P991 ￥33,000（燃料代）（岩崎 宏）
P1426 ￥36,606（燃料代）（岩崎 宏）
P1558 ￥26,148（燃料代）（岩崎 宏）
P1658 ￥36,667（燃料代）（岩崎 宏）
P1457 ￥14,336（1月分ガソリン代）（中村 健）
P399 ￥10,811（6月分燃料代）（中村 健）
P820 ￥12,922（9月分ガソリン代）（中村 健）
P193 ￥11,841（4月分ガソリン代）（井上直子）
P383 ￥7,703（6月分ガソリン代）（井上直子）

P1606 ￥7,462 (2月分ガソリン代) (井上直子)
 P263 ￥46,594 (車両ガソリン代) (神谷裕之)
 P440 ￥28,711 (車両燃料) (神谷裕之)
 P1656 ￥19,826 (2月分ガソリン代) (神谷裕之)
 P184 ￥53,706 (4月分ガソリン代) (荒川岩雄)
 P277 ￥68,864 (5月分ガソリン代) (荒川岩雄)
 P577 ￥11,091 (7月分ガソリン代) (長沼たけし事務所)
 P769 ￥29,710 (ガソリン代) (長沼たけし)
 P804 ￥13,815 (9月分ガソリン代) (長沼たけし事務所)
 P862 ￥11,876 (ガソリン代) (長沼たけし)
 P1025 ￥9,108 (10月分ガソリン代) (長沼たけし後援会事務所)
 P1303 ￥3,980 (ガソリン代) (長沼たけし)
 P1353 ￥10,564 (ガソリン代) (長沼たけし)
 P398 ￥15,725 (6月分ハイオクガソリン117ℓ) (吉田 弘)
 P583 ￥8,115 (7月分ガソリン代) (吉田 弘)
 P799 ￥8,404 (9月分ガソリン代) (吉田 弘)
 P1120 ￥17,851 (11月分ガソリン代) (吉田 弘)
 P1528 ￥17,489 (2月分ガソリン代) (吉田 弘)
 P1583 ￥2,075 (ガソリン代) (大山 忍)
 P1616 ￥25,481 (ガソリン代2/1~2/21) (小森谷昭)
 P1400~1401 ￥4,987 (1~3月分ガソリン代) (森田俊和)
 P984~986 ￥53,632 (ガソリン代) (渋谷実) (返還要求額￥52,091)
 P1708~1709 ￥35,593 (ガソリン代) (渋谷実) (返還要求額￥35,031)
 P199 ￥31,130 (政務調査に伴う車両燃料代費) (埼玉県議会自由民主党議員団)
 P314 ￥28,236 (県政調査時使用する車のガソリン代) (")
 P591 ￥30,500 (県政調査時使用車のガソリン代) (")
 P186~187 ￥32,744 (ガソリン代) (自民党県議団)
 P415 ￥29,300 (ガソリン代) (埼玉県議会自由民主党議員団)
 P571~572 ￥29,568 (7月分ガソリン代) (自民党県議団)
返還要求額 ￥953,260

4) 地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

事実証明

本請求書本文内に記載した領収書コピー (情報開示されたもの) などの一切を添付する。
以上

(資料名を記載、内容は略)

県政調査費	領収書等貼付用紙	21年11月30日	21,011円	ガソリン代11月分
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年10月31日	14,883円	10月分ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年4月20日、5月18日、6月18日	21,819円	ガソリン代
県政調査費	支出証明書	21年5月11日	700円	高速料金
県政調査費	支出証明書	21年4月2日	2,069円	ガソリン代
県政調査費	支出証明書	21年4月10日	13,400円	高速代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年5月13日	2,229円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年4月28日	3,549円	ガソリン代雇用者分
県政調査費	支出証明書	21年5月11日	16,660円	高速道路料金
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年4月6日	10,200円	4月分高速道路料金
県政調査費	支出証明書	22年3月30日	1,600円	高速道路代
県政調査費	支出証明書	22年3月31日	5,000円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年5月30日	13,142円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年6月30日	16,281円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年9月30日	8,972円	9月分ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年10月31日	5,188円	ガソリン代(10月分)
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年11月30日	8,859円	ガソリン代(11月分)
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年7月31日	4,000円	経費、交通費(ガソリン代)負担金
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年9月30日	4,000円	経費、交通費(ガソリン代)負担金
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年9月30日	18,750円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年10月31日	33,000円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	22年1月29日	36,606円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	22年2月19日	26,148円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	22年3月24日	36,667円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	22年2月1日	14,336円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年7月1日	10,811円	ガソリン代(リース車)
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年10月1日	12,922円	ガソリン代(リース車)9月分(8/21~9/20)
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年5月1日	11,841円	4月分ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年6月29日	7,703円	6月分ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	22年3月3日	7,462円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年5月26日	46,594円	車輛ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年7月9日	28,711円	車輛燃料代
県政調査費	領収書等貼付用紙	22年3月20日	19,826円	2月分ガソリン代

県政調査費	領収書等貼付用紙	21年4月30日	53,706円	4月分ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年5月29日	68,864円	5月分ガソリン代、 自動車税
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年7月31日	11,091円	7月分ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年9月18日	29,710円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年9月30日	13,815円	9月分ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年10月13日、11月12日、12月14日	11,876円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年11月3日	9,108円	10月分ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	22年1月12日	3,980円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	22年1月18日	10,564円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年6月30日	15,725円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年7月31日	8,115円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年9月30日	8,404円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年11月30日	17,851円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	22年2月27日	17,489円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	22年2月27日	2,075円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	22年3月8日	25,481円	ガソリン代(2/1~ 2/21分)
県政調査費	領収書等貼付用紙	22年1月26日	4,987円	ガソリン代(平成2 2年1月・3月分)
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年11月24日、21年10月31日、21年11 月30日、21年12月31日、21年12月5日	53,632円	自動車修繕維持管理費用、ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	22年3月31日、22年3月28日、22年2月2日、 22年2月18日、22年2月27日	35,593円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年5月3日	31,130円	政務調査に伴う車両 燃料費
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年6月3日	28,236円	政務調査時使用する 車のガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年8月3日	30,500円	県政調査時使用車の ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年4月30日、5月30日、6月30日	32,744円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年7月3日	29,300円	県政調査時使用する 車のガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年7月31日、8月31日、9月30日	29,568円	ガソリン代

告 示

埼玉県監査委員告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第四項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成二十二年十一月二十六日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

第1 監査の請求

1 請求人

川越市 塚本 千恵子

2 請求書の受付

平成22年10月8日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨

埼玉県知事は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、県議会の会派に県政調査費を交付している。

県議会では、平成21年4月に「県政調査費の運用指針」（以下「運用指針」という。）を制定し、その制定については、「県議会だより 117」にも掲載され、広く県民に報じられた。

平成21年度県政調査費の支出について、議会自ら制定した運用指針から逸脱した用途がある。

(2) 請求する措置の内容

知事は埼玉県政調査研究会ほか5会派に対して、県政調査費（28件 合計689,286円）の返還請求をするよう求める。

(3) 請求の理由

ア 埼玉県政調査研究会

(A) 平成21年5月29日、ガソリン代、返還要求額3,355円

当日は5月臨時会が開かれた日である。レシートに記載されている給油時刻は臨時会の最中であるため、運用指針の交通費の「議員が別に費用弁償を受けられる場合には、県政調査費を充当できない。」及び「会期中に給油した分には充当できない。」に抵触する。

イ 政調費公開の会

(B) 平成21年7月3日、ガソリン代、返還要求額20,655円

領収書に6月中の給油日と給油量の記載がなく、運用指針の「一般的記載事項の一部が記載されていない場合は、「領収書等貼付用紙」の余白に補記する。」が守られておらず、運用指針から逸脱している。

領収書には「6月分ガソリン代」の記載があるが、6月3日～5日には常任委員会視察があり、また6月定例会などで費用弁償を受けている日の給油と重複していないという証明ができていない。

運用指針の基本的原則の「関係書類を整理・保管すること」に抵触する。

月ごとに支払うのであれば、給油時の納品書添付が不可欠であり、一般的な

記載事項が欠落した領収書は証拠書類とは認められない。

(C) 平成21年9月25日、郵送費、返還要求額7,800円

レシートを見ると北米や中米に何らかの物を郵送した料金であると思われる。埼玉県県政調査費の交付に関する条例(平成13年条例第50号。以下「条例」という。)第1条の趣旨「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として」に反する支出である。

ウ 無所属刷新の会

(D) 平成21年6月5日、消耗品、返還要求額4,876円

当該支出の項目は「事務費」であるが、「事務所費」が正しいと言える。また、85%に按分して支出しているが、トイレ消臭剤が一度に6個、トイレ掃除シートが一度に6個など大量であり、按分しても県政調査費として認められない。運用指針の基本的原則の「社会通念上妥当な範囲内の実費に充当するものであること」に抵触する。

(E) 平成22年3月1日、広報誌等発行費、返還要求額10,000円

平成21年12月8日、広報誌等発行費、返還要求額8,000円

平成21年9月8日、広報誌等発行費、返還要求額4,000円

平成21年11月24日、広報誌等発行費、返還要求額31,840円

平成21年5月8日、広報誌等発行費、返還要求額8,000円

平成21年5月8日、広報誌等発行費、返還要求額8,000円

切手やはがきの購入代金である。大量の切手やはがきは金券ショップなどで換金できるため、運用指針の基本的原則の「資産形成につながるものでないこと」に抵触する。広報誌の送料は、料金別納により支払うべきであって、発送通数などを明確にすることで県政調査費の証拠書類と言える。

(F) 平成21年4月1日、広報誌等発行費、返還要求額2,400円

「フレーム切手」とは、80円切手が10枚のシート切手であり、デザイン性により割高な切手シートである。広報誌を県民に郵送する場合5割も高い送料となるため、運用指針の基本的原則の「社会通念上妥当な範囲内の実費に充当するものであること」に抵触する。

エ 高志会

(G) 平成21年7月17日、スピーカー代、返還要求額20,000円

スピーカー代、返還要求額20,000円

スピーカー代、返還要求額24,680円

平成21年9月10日、キャビネット・送料、返還要求額26,565円

キャビネット代、返還要求額24,150円

キャビネット代、返還要求額27,300円

平成21年9月19日、スチールラック代、返還要求額25,200円

スチールラック代、返還要求額25,200円

ワゴン・送料、返還要求額、24,570円

領収書ナンバーが連続しており、同日に同時に購入したものである。事務費の備品購入費の上限が3万円に設定されていることから、それに準じて3万円

を超えない金額になるよう、領収書を3枚に分割し収入印紙の貼付を省いたのではないかと考えられる。

また、9月10日の領収書より9月19日の領収書ナンバーが若くなっており、不自然さが見られる。

販売業者が領収書を3万円未満となるように分割して発行した場合、印紙税法上明確な禁止規定がないため追徴課税は出来ない。なお、印紙の貼付がない領収書でも有効性には変わりはない。しかし、収入印紙の貼付免脱行為を県議会議員が容認し、県政調査費の証拠書類への使用を認めれば、運用指針の事務費において備品購入費は「3万円を超える場合には充当できない。」とされているにもかかわらず、領収書の分割発行によりすべて県政調査費を認めることになる。運用指針の基本的原則の「資産形成につながるものでないこと」に抵触するかの判断は恣意的となる。上記領収書を証拠書類と認めることはできない。

オ 元気塾

(H) 平成21年5月30日、ガソリン代、返還要求額16,257円

平成21年6月22日、ガソリン代、返還要求額16,257円

上記2件は、同一支払いに重複して領収書を発行させ使用している。県政調査費を詐取したものと言える。

5月30日の領収書は給油日の記載がなく、運用指針の「一般的記載事項の一部が記載されていない場合は、「領収書等貼付用紙」の余白に補記する。」を守っていない。領収書には「5月分ガソリン代」とだけ記載されており、臨時会や視察など費用弁償を受けている日に給油した可能性があるなど、重複していないという証明ができていない。

月ごとに支払う場合、給油時の納品書添付が不可欠である。「一般的な記載(給油日・購入日)事項」が欠落した領収書は証拠書類とは認められない。

6月22日は6月定例会開会日であるため、運用指針の交通費の「議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。」及び「会期中に給油した分には充当できない。」に抵触する。

「単価」「給油量」の記載がない領収書は、証拠書類として認められない。

(I) 平成21年7月30日、ガソリン代、返還要求額13,427円

領収書に7月中の給油日の記載がなく、運用指針の「一般的記載事項の一部が記載されていない場合は、「領収書等貼付用紙」の余白に補記する。」に抵触する。領収書には「7月分ガソリン代」とだけ記載されており、費用弁償や日当を受けている日に給油した可能性があるなど、重複していないという証明ができていない。

月ごとに支払うのであれば、給油時の納品書添付が不可欠である。

「単価」「給油量」「給油日」の記載がないため、証拠書類として認められない。

(J) 平成21年10月1日、ガソリン代、返還要求額4,934円

10月1日は、本会議のために費用弁償が支払われている上に、9月定例会

の会期中であるため、運用指針の交通費の「議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。」及び「会期中に給油した分には充当できない。」に抵触する。

(K)平成21年10月31日、ガソリン代、返還要求額13,055円
「単価」「給油量」「給油日」の記載がないため、証拠書類として認められない。

(L)平成22年1月5日、ガソリン代、返還要求額4,988円
「単価」「給油量」の記載がないため、証拠書類として認められない。

(M)平成22年3月5日、ガソリン代、返還要求額9,277円
3月5日は2月定例会会期中であるため、運用指針の交通費の「議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。」及び「会期中に給油した分には充当できない。」に抵触する。
「単価」「給油量」の記載がないため、証拠書類として認められない。

カ 貫徹の会

(N)平成21年11月17日、はがき代、返還要求額284,500円
当該会派は一人会派であったが、議員が辞職したため会派は消滅した。その辞職間際の11月17日に大量のはがきを購入している。5,690枚もののはがき購入は、後援会活動、選挙活動などの色合いが濃い。どのように調査研究に必要であったかの証明が必要である。また、はがきなどは金券ショップで換金できるため、運用指針の基本的原則の「資産形成につながるものでないこと」に抵触する。

第2 監査委員の除斥

本件請求については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条の2の規定により、議員である神山佐市委員及び鈴木義弘委員は監査手続きに加わらなかった。

第3 請求の要件審査

請求人は公金支出の不当性を主張しており、本件請求は法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認めた。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

埼玉県政調査研究会ほか5会派に対して交付している「平成21年度県政調査費の用途にかかる不当支出の件」として摘示のあった支出を監査の対象とした。

2 監査対象機関

議会事務局総務課

3 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成22年10月29日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から陳述があった。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき、議会事務局総務課職員が立ち会った。なお、証拠の提出はなかった。

また、同日、議会事務局総務課職員の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

(1) 請求人の陳述の要旨

ア 条例は平成13年2月定例会において議員提案により制定された。交付される側が条例提案をしているという矛盾がある。

イ さらに、条例の最後には「県政調査費に関し必要な事項は、議長が定める。」とあり、あくまで議会が使うお金に「知事には口出しをさせないぞ」という姿が見える。

ウ 埼玉県県政調査費の交付に関する規程（平成13年議会告示第3号。以下「規程」という。）第6条の「使途基準」は、議会の判断で書き換えができないよう、条例の中に入れられるべきものである。

エ 運用指針は平成21年4月に県議会が作成したが、本来は知事が運用指針を示すべきものである。交付する側が使い方のルールを定めて交付するのが当然であるが、県政調査費については条例も規程も運用指針も県議会に決めさせている。

オ 一方、知事によって議会の自由な活動が妨げられてはいけないという考え方がない訳ではないが、知事は議員が使う議会費や県政調査費に対する責任を負う立場にあり、議員が不当に使った公費があっても、責任を負うのは知事である。

カ 運用指針の基本的原則には「社会通念上妥当な範囲内の実費に充当するものであること」と書かれている。議員と県民の社会通念にズレがある場合、それを埋めるためにあるものが指針などのルールや基準である。そのルールである運用指針が恣意的に作られている例が3つある。

キ 一つ目の例は、規程第7条では「収支報告書を提出するときは、県政調査費の支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類（証拠書類）の写しを併せて提出しなければならない。」としている。しかし、運用指針の「証拠書類」では、領収書を亡失した場合は支出証明書を作成することとなっており、規程の「支出の事実を証する書類」が、運用指針の中では議会会派の書いた書類で代行されている。

ク 二つ目の例は、運用指針の調査研究費のガソリン代で、「活動補助費の中の交通費に一括して計上する。」となっており、どのような調査研究にガソリン代が必要であったかを証明しないようにしている。

ケ 三つ目の例は、運用指針の「按分の考え方」で、「県政調査費は、県政調査活動のみに充当できる。その他の活動（政党活動、後援会活動等）と混在する場合は、議員の活動実態に応じて会派が定めた割合により按分して充当することができる。」としているが、その他の活動との割合が不明確であり、また、同じ会派の中でも議員によって割合がまちまちである。

コ 最後に、監査委員は何を基準に監査するのか、監査基準を監査結果の中で示すようお願いします。

(2) 議会事務局総務課の陳述の要旨

規程によれば、県政調査費の支出を証明するためには、領収書等証拠書類の写しを提出すればよいとされている。一方、書類だけでは県政調査費が充当できるものに充当したかを確認することが困難なものがあることも事実である。したがって、議会事務局としては、議長の指示の下、書類の受理に当たっては、運用指針に合致しているか、必要があれば会派（議員）に対面等により確認している。

(A) については、当該議員は当日の臨時会を欠席しており、費用弁償は支給されていない。会議録にも記録があり、問題ないと考えている。

(B) については、領収書等の写しの受理に当たり、会期中の給油等が含まれていないか議員に対面で確認しており、問題ないと考えている。

(C) については、フィンランドの知人から借りた福祉関係の書籍類一式の返却のための送料であることを議員に確認しており、問題ないと考えている。

(D) については、トイレ用品6個は「社会通念上妥当な範囲内の実費」であり、問題ないと考えている。なお、項目の分類は事務費が妥当と考える。

(E) については、切手やはがきは、広報誌等の発送用で使用したことを議員に確認しており、問題ないと考えている。

(F) については、このフレーム切手は、80円切手10枚分の800円のを1,200円で購入したものである。これを2セット買ったので800円の差額があるが、これについては平成22年10月20日に県に返納された。なお、切手の実費代である合計1,600円分については、広報誌の送付のために使用したことを議員に確認しており、この点は問題ないと考えている。

(G) については、複数台のスピーカー及びキャビネットの購入ということを議員に確認しており、問題ないと考えている。

(H) については、議員に確認したところ、誤って重複して提出したものであるとのことであった。

当該会派は平成21年度に県政調査費600万円の交付を受けたのに対し、601万4,832円の領収書が提出されていたことから14,832円分の差額があった。そこで、領収書が重複していたため減額する16,257円と、この14,832円との差額1,425円が平成22年10月21日に県に返納された。

なお、給油日等の指摘については、領収書等の写しの受理に当たり、会期中の給油等が含まれていないことを議員に確認しており、適正なものと考えている。

(I) から (M) についても同様に、会期中の給油等が含まれていないことを議員に確認しており、適正なものと考えている。

(N) については、県政報告用のはがきの送付代であると議員に確認しており、問題ないと考えている。なお、議員の辞職期日は平成21年12月1日である。

(3) 議会事務局総務課の陳述に対する請求人の意見の要旨

- ア 県民に対して報告書等を送付するときは、料金別納郵便にするなどし、領収書で発送日時、通数を確認できるようにするべきである。
- イ 切手は換金できるものであり、大量購入することは問題がある。
- ウ ガソリン代について、本来証拠書類とは給油日等の詳細が確認できるもの、例えばガソリンスタンドが出す請求書などであり、月ごとの金額のみ記載の領収書だけでは証拠書類と認められない。

第5 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと判断し棄却する。

以下、監査対象機関の説明、事実関係、監査対象事項に対する判断について述べる。

1 監査対象機関の説明

議会事務局総務課から関係書類の提出を受け調査を行うとともに、事実関係などを確認するため平成22年10月29日に監査を実施した。

(1) ガソリン代と費用弁償との関係について

運用指針の交通費に「議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。」とあり、判断基準としては、費用弁償の対象となる支出に重複して県政調査費が充当されていないか具体的に確認する。

例えば、委員会活動のため自動車で登庁するに際してガソリンを給油した場合、委員会活動を行うために要する費用につき費用弁償が議員に支給されることから、当該給油への県政調査費の充当は認められない。

また、給油日だけで判定するわけではなく、例えば、費用弁償が支給される日に議会活動のために議事堂に登庁する場合、その途中で給油したガソリンには県政調査費を充当できないが、その議会活動が終わって帰宅し、改めて議員が調査研究活動を行うために給油したものであれば充当できる。

(2) 領収書等の確認について

量が膨大であることから、全会派の了解の下、年度終了後の収支報告を待たずに四半期ごとに領収書等の提出を求め、事前に確認をしている。

(3) 議員に対する運用指針等の周知について

全議員を対象とした運用指針等の説明会を平成21年4月に開催したのを始め、(2)の事前確認の際、個々の会派及び議員に対して運用指針等の周知を図っている。

(4) 月ごとに支払う場合のガソリン代領収書について

規程では領収書等の提出が定められており、一般に、給油日等の記載は領収書の要件とはならない。なお、運用指針においても給油日、給油量、単価等の詳細な記載について義務付けはない。

- (5) 県政調査活動とその他の活動との按分について
ガソリン代については、県政調査活動に専用で使用している車両の場合は 100% 充当としている。私的な用務等他の用務と兼用で使用している場合は、会派の基本的な考え方及びそれに基づく実態に沿って按分率が定められている。
- (6) 所属年度区分について
運用指針の「県政調査費 領収書等貼付用紙」等では支出年月日を書くこととされており、支出年月日で整理している。
- (7) 領収書を亡失した場合について
運用指針において「領収書を亡失した場合」は「県政調査費 支出証明書」を作成することとされており、運用指針の基本的原則の「必ず会派において関係書類を整理・保管すること」には抵触しない。
- (8) 「領収書等貼付用紙」の余白の補記について
月ごとの支払のガソリン代について、運用指針において「一般的記載事項の一部が記載されていない場合は、「領収書等貼付用紙」の余白に補記する。」とある。一般に、また運用指針で定められている領収書の一般的記載事項は、年月日、金額、使途、発行者及び宛名の 5 項目であり、その項目が抜けている場合に補記することとされている。
- (9) 条例第 8 条の議長の調査について
会派から提出された収支報告書及び証拠書類について、議長の調査する権限に基づいて、議会事務局総務課職員が調査している。最終的に議長に報告し、議長は適正と判断している。

2 事実関係

監査対象事項について、議会事務局総務課に対する監査及び関係書類の調査を実施した結果、次の事項を確認した。

- (1) 県政調査費制度について
平成 12 年 4 月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成 11 年法律第 87 号) が施行され、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大した。これに伴い、地方議会の審議能力の強化による活性化が求められることとなった。
このような状況から、同年 5 月、法が改正され、平成 13 年 4 月から政務調査費制度が導入された。
- ア 根拠法
法第 100 条第 14 項において「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合

において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定している。

また、同条第15項において「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している。

イ 根拠条例等

法のこうした規定を受け、本県では「埼玉県県政調査費の交付に関する条例」及び「埼玉県県政調査費の交付に関する規程」を制定した。

本県の県政調査費制度の主な内容は次のとおりである。

交付対象（条例第2条）

県政調査費は、議長に届出のあった会派（所属議員が1人の場合を含む。）に対し交付する。

交付額等（条例第3条）

県政調査費は、月額50万円に所属議員の数を乗じて得た額を交付する。

所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。

交付決定（条例第4条）

知事は、議長から会派に係る通知を受けたときは、速やかに県政調査費の交付決定を行い、会派の代表者に通知しなければならない。

請求及び交付（条例第5条）

会派の代表者は、毎四半期ごとに当該四半期に属する月数分の県政調査費を請求するものとする。

知事は、請求があったときは、県政調査費を交付するものとする。

用途（条例第6条）

会派は、県政調査費を議長が別に定める用途基準に従い使用しなければならない。

収支報告（条例第7条）

会派の代表者は、県政調査費に係る収入及び支出の報告書（収支報告書）を、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

議長の調査（条例第8条）

議長は、県政調査費の適正な運用を期するため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

返還（条例第9条）

会派は、その年度において交付を受けた県政調査費の総額から、当該会派がその年度において行った県政調査費による支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の県政調査費を返還しなければならない。

ウ 県政調査費の用途基準（規程第6条）

条例第6条に規定する用途基準は、下表のとおりである。

分類	項目	内容	主な例
調査研究・政策立案活動費	調査研究費	県政調査活動として行う視察・研修等の実施・参加及び外部への調査研究委託等に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、レンタカー・バス借上代、調査先入場料、調査先への土産代、傷害保険料、通訳・翻訳・速記代、講師等謝礼、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、参加費、資料購入費、資料作成費、調査研究等委託費等
	会議費	県政調査活動として開催・出席する会派内・会派間会議等に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、通訳・翻訳・速記代、講師等謝礼、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費等
	グループ活動費	県政調査活動として行う議員連盟活動等に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、茶菓代、県政調査活動を主目的とする議員連盟の視察等参加費、会派内・会派間の調査研究又は立案を目的としたグループの視察等参加費等
広聴・広報活動費	広聴費	県政調査活動として行う各種団体等との意見交換、行政関係者からの意見聴取、県民からの相談や要望の聴取、アンケート調査等に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、アンケート調査費、地域団体等各種団体との意見交換会等に必要な会費等
	広報紙（誌）等発行費	県政調査活動として行う広報紙（誌）等の作成・発行に要する経費	広報紙（誌）・県政調査報告書等の印刷・製本代、原稿料、委託料、デザイン代、写真代、コピー代、はがき代、新聞折込代、送料等
	ホームページ等作成・管理費	県政調査活動として行うホームページ・ブログ等の作成・管理に要する経費	ホームページ・ブログ作成管理委託料、保守料等
	県政報告等活動費	県政調査活動として行う県政報告会や街頭広報等に要する経費	交通費、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、通訳・速記代、機材費、自動車リース代、道路使用許可申請手数料等
活動補助	人件費	県政調査活動のため雇用する職員及び臨時職員等に要する経費	給料、賃金（臨時職員）各種手当、社会保険料、負担金等
	事務所費	県政調査活動のため必要な事務所の設置及び維持に要する経費	賃借料、管理費、県政調査活動に必要な造作費、仲介手数料、礼金、清掃・修繕等維持管理経費、負担金等
	事務費	県政調査活動のため必要な事務に要する経費	事務用品代（文具・コピー用紙等）備品購入費、備品等修理費、事務機器リース・保守料、固定電話使用料、インターネット接続経費・使用料、ケーブルテレビ利用料、光熱水費、送料、茶菓代、来客等駐車場賃借料、携帯電話使用料、名刺代、負担金等

助 費	資料購入・作成費	県政調査活動のため日常的に必要な資料の購入・作成に要する経費	書籍・報告書等購入費、ビデオテープ・DVD・CD-ROM等購入費、有料データベース代、コピー代、印刷・製本代、原稿料、写真代、パネル代、新聞・雑誌購読料、事典辞書・法令集等購入費等
	交通費	県政調査活動のため日常的に必要な交通費	電車代、バス代、タクシー代、高速道路料金、駐車場代、ガソリン代、自動車の維持管理費用、自動車リース代等

備考 県政調査活動とは、議員の職務を遂行するのに必要な調査研究、政策立案、広聴、広報等の活動を行う。

(2) 運用指針について

本県議会では条例等施行後、制度の透明性の向上等を図るため検討を重ねてきたが、平成21年3月「議会あり方研究会」が議長に検討結果を報告・提言した。

これを踏まえ、県政調査費について、その支出に係る領収書等の写しの提出が義務付けられるとともに原則として公開することとし、規程を改正するとともに「県政調査費の適正な運用を図るために各会派が参照すべき事項」として平成21年4月に運用指針を制定した。

(3) 平成21年度県政調査費の流れ

ア 平成21年3月28日までに各会派から議長に会派の届出を提出

イ 4月1日、議長から知事へ会派について通知

ウ 4月1日、知事から各会派に合計5億4,600万円を交付決定(50万円×会派の議員数91人×12か月)

エ 4月1日、各会派から知事へ第1四半期分を請求(四半期ごとに請求)

オ 4月15日、知事から各会派へ合計1億3,650万円を交付(四半期ごとに50万円×会派の議員数×3か月分を各会派の口座へ振り込む)

カ 7月(四半期終了後)に各議員は証拠書類等を整理し会派へ提出し、各会派の経理責任者が同書類の内容をチェックし議会事務局へ提出。その後、議会事務局職員が同書類の内容をチェックし各会派に返還(チェック後の証拠書類等は会派が保管)

(以後、第3四半期まで同じ)

キ 平成22年4月中旬までに各議員は証拠書類等を整理し会派へ提出

ク 4月30日までに会派の経理責任者は同書類の内容をチェックし、提出用コピーを作成し議会事務局へ提出

ケ 5月1日、議会事務局は収支報告書等の情報公開請求を受理(7月1日から公開)

コ 5月18日までに議会事務局職員は内容をチェックし、収支報告書の写しを知事へ送付

サ 5月18日、収支報告書に残余がある場合、知事は交付決定を減額、返納通知書を該当会派へ送付

シ 返納通知書を受けた会派は残余額を返納

(4) 議会事務局によるチェック

議会事務局は、四半期ごとの具体的な確認作業として、会派の県政調査費経理責任者が確認した収支報告書及び証拠書類の内容について、その書類の記載方法、県政調査費の充当金額や充当割合、数字の転記・集計結果をチェックするとともに、条例や規程、運用指針に照らして誤りがないか外形的な点検・確認を行っている。

報告内容の確認に当たっては、議員活動の自主性、自律性を尊重しつつ、支出された経費が議員の調査研究活動に係るものか、必要に応じて会派の経理責任者又は議員に確認している。

(5) ガソリン代について

ア 県政調査費のガソリン代への充当についての基本原則は、運用指針の交通費の「議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。」である。

この判断基準は、費用弁償の対象となる職務を行うために要する費用に県政調査費が充当されていないかである。

イ ただし、定例会会期中については、費用弁償との重複の有無にかかわらず、運用指針において「会期中に給油した分には充当できない。」としている。

ウ また、給油日と費用弁償を受けた日が重複していても、費用弁償の支給対象となる職務を行うために要する費用に充てたものでない場合、例えば、議会への登庁に使用する車両とは別の県政調査活動専用車を使用して事務所の職員等が県政調査活動を行う場合などは、県政調査費を充当できる。

エ 月ごとに支払う場合の領収書や月ごとの支払であるのか給油の都度の支払であるのか判然としない領収書、引落記録がある通帳のコピー等には給油日が記載されていないか明らかでない。こうした場合議会事務局では、領収書等の写しの受理に当たり、費用弁償の支給実績等と対比して、定例会会期中に給油日がないことや費用弁償との重複がないことを会派（議員）に口頭で確認している。

オ 規程では領収書等の提出について規定されているが、給油日、給油量、単価等の詳細を記載することは必ずしも領収書の要件とはなっていない。

なお、規程及び運用指針には、そうした詳細が分かる書類の提出については規定されていない。

カ 運用指針において「領収書等貼付用紙」の余白に補記が必要とされているのは、領収書に一般的に記載されている年月日、金額、使途、発行者及び宛名の一部が記載されていない場合であり、給油日、給油量、単価等について余白に補記することは規定されていない。

キ 領収書を亡失した場合は、運用指針において「県政調査費 支出証明書」を作成することにより県政調査費の充当を認めている。

3 監査対象事項に対する判断

(1) 監査の視点

ア 県政調査費制度の根拠規定である法第100条第14項は「条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。」と規定し、同条第15項において、政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、収入及び支出の報告書を、政務調査費の予算執行行為を行う知事ではなく、議会の代表である議長に提出するように定めている。

また本県では、法の規定に基づいて定めた条例第10条において「この条例に定めるもののほか、県政調査費に関し必要な事項は、議長が定める。」と規定し、この委任規定に基づき規程が制定されている。

県政調査費の使途基準についても条例第6条及び規程第6条に基づき議長が定めており、また、収支報告書や領収書等の関係書類の提出を受ける権限やそれらを調査する権限についても、知事ではなく議長に与えられている。

以上のとおり、県政調査費制度については、議会の自主性、自律性を尊重する制度となっており、平成21年12月17日最高裁判決においても、「(略)このような政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」とされている。

イ 以上のことから、監査に当たっては、会派等の自主性、自律性を尊重した上で、一般的、外形的に県政調査費の使途基準に該当するか否かを確認することとする。

ウ その確認に当たっては、条例、規程及び運用指針を基準とし、運用の取扱いについては議会事務局に対する調査や監査を通じて確認する。

エ 規程や運用指針で定める県政調査費の使途基準に明らかに逸脱したものについては、県政調査費の返還を求めることとする。

監査委員は以上のような視点に立って監査を行い、請求人から県政調査費の不当な支出として指摘された事項について判断する。

(2) 判断

ア 埼玉県政調査研究会

(A) 平成21年5月29日、ガソリン代、返還要求額3,355円

当日は、臨時会が開かれており、請求人は、費用弁償との関係や会期中の取扱いを定めた運用指針の規定に抵触すると主張している。

調査の結果、当該議員は臨時会を欠席しており費用弁償は受けていないことを確認した。「議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。」との原則に抵触しておらず、問題は認められなかった。

イ 政調費公開の会

(B) 平成 2 1 年 7 月 3 日、ガソリン代、返還要求額 2 0 , 6 5 5 円

請求人は、領収書に 6 月中の給油日と給油量の記載がなく、6 月定例会などでの費用弁償との重複がない旨の証明がない等の主張をしている。

これに対し議会事務局からは、領収書等の写しの受理に当たり、費用弁償の支給実績等と対比して、定例会会期中の給油や費用弁償との重複がないことを議員に对面で確認した旨の説明があった。また、前記「2 事実関係」で確認したとおり「領収書等貼付用紙」の余白への補記や関係書類の整理・保管、納品書の添付について、運用指針への抵触は認められなかった。

(C) 平成 2 1 年 9 月 2 5 日、郵送費、返還要求額 7 , 8 0 0 円

請求人は、国際郵便の郵送料は県政調査費の趣旨に反する支出であると主張している。

これに対し議会事務局からは、議員がフィンランドの知人から借りた福祉関係の書籍類一式の返却送料であることを確認した旨の説明があり、問題はないと判断した。EMS 第 2 B はヨーロッパへの国際郵便である。

ウ 無所属刷新の会

(D) 平成 2 1 年 6 月 5 日、消耗品、返還要求額 4 , 8 7 6 円

請求人は、当該支出の項目は「事務費」ではなく「事務所費」が正しいと主張するとともに、トイレ消臭剤等を一度に 6 個ずつなど大量に購入していることは、「社会通念上妥当な範囲内の実費」とする運用指針に抵触すると主張している。

これに対し議会事務局からは、支出項目は消耗品として「事務費」が妥当であり、按分もされて「社会通念上妥当な範囲内の実費」であるとの見解が示され、特段の問題はないものと判断した。

(E) 平成 2 2 年 3 月 1 日、広報誌等発行費、返還要求額 1 0 , 0 0 0 円

平成 2 1 年 1 2 月 8 日、広報誌等発行費、返還要求額 8 , 0 0 0 円

平成 2 1 年 9 月 8 日、広報誌等発行費、返還要求額 4 , 0 0 0 円

平成 2 1 年 1 1 月 2 4 日、広報誌等発行費、返還要求額 3 1 , 8 4 0 円

平成 2 1 年 5 月 8 日、広報誌等発行費、返還要求額 8 , 0 0 0 円

平成 2 1 年 5 月 8 日、広報誌等発行費、返還要求額 8 , 0 0 0 円

請求人は、大量の切手やはがきは金券ショップなどで換金できるものであり、運用指針の「資産形成につながるものでないこと」に抵触すると主張している。

これに対し議会事務局からは、切手やはがきは、広報誌等の発送用であることを議員に对面で確認した旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

(F) 平成 2 1 年 4 月 1 日、広報誌等発行費、返還要求額 2 , 4 0 0 円

請求人は、割高なフレーム切手代は「社会通念上妥当な範囲内の実費」ではなく運用指針に抵触すると主張している。

これに対し議会事務局からは、8 0 円のフレーム切手 1 0 枚分を 1 2 0 0 円で 2 セット購入したものであり、広報誌の送付用に使用したことを議員に確認した旨、また通常料金との差額 8 0 0 円については、平成 2 2 年 1 0 月 2 0 日

に県に返納された旨の説明があり、返還の事実を確認した。

エ 高志会

- (G) 平成 2 1 年 7 月 1 7 日、スピーカー代、返還要求額 2 0 , 0 0 0 円
スピーカー代、返還要求額 2 0 , 0 0 0 円
スピーカー代、返還要求額 2 4 , 6 8 0 円
平成 2 1 年 9 月 1 0 日、キャビネット・送料、返還要求額 2 6 , 5 6 5 円
キャビネット代、返還要求額 2 4 , 1 5 0 円
キャビネット代、返還要求額 2 7 , 3 0 0 円
平成 2 1 年 9 月 1 9 日、スチールラック代、返還要求額 2 5 , 2 0 0 円
スチールラック代、返還要求額 2 5 , 2 0 0 円
ワゴン・送料、返還要求額、 2 4 , 5 7 0 円

請求人は、備品購入費の上限額である 3 万円を超えないように故意に領収書を分割していると主張している。

これに対し議会事務局からは、複数台の物品の購入であることを議員に対面で確認したとの説明があり、問題はないものと判断した。

オ 元気塾

- (H) 平成 2 1 年 5 月 3 0 日、ガソリン代、返還要求額 1 6 , 2 5 7 円
平成 2 1 年 6 月 2 2 日、ガソリン代、返還要求額 1 6 , 2 5 7 円
請求人は、同一の支払いに重複して領収書を使用している等の主張をしている。

これに対し議会事務局からは、議員に確認したところ誤って重複して提出されていたことが判明したとの説明があった。当該会派は平成 2 1 年度の県政調査費として 6 0 0 万円の交付を受けていたのに対し、領収書等は 6 0 1 万 4 , 8 3 2 円分が提出されていたため、1 4 , 8 3 2 円の差額があった。そして、領収書の重複により減額する 1 6 , 2 5 7 円と 1 4 , 8 3 2 円との差額 1 , 4 2 5 円が平成 2 2 年 1 0 月 2 1 日に県に返納された旨の説明があり、返還の事実を確認した。

また、給油日等については領収書等の写しの受理に当たり、会期中の給油等が含まれていないことを確認した旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

- (I) 平成 2 1 年 7 月 3 0 日、ガソリン代、返還要求額 1 3 , 4 2 7 円

請求人は、領収書に 7 月中の給油日の記載がなく、費用弁償と重複がない旨の証明がない等の主張をしている。

これに対し議会事務局からは、領収書等の写しの受理に当たり、費用弁償の支給実績等と対比して、定例会会期中の給油や費用弁償との重複がないことを議員に対面で確認した旨の説明があった。また、前記「 2 事実関係」で確認したとおり「領収書等貼付用紙」の余白への補記や納品書の添付について、運用指針への抵触は認められなかった。

- (J) 平成 2 1 年 1 0 月 1 日、ガソリン代、返還要求額 4 , 9 3 4 円

請求人は、当日は本会議のために費用弁償が支払われている上に、 9 月定例

会の会期中であるため運用指針の規定に抵触すると主張している。

これに対し議会事務局からは、領収書等の写しの受理に当たり、費用弁償の支給実績等と対比して、定例会会期中の給油や費用弁償との重複がないことを議員に対面で確認した旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

(K) 平成 2 1 年 1 0 月 3 1 日、ガソリン代、返還要求額 1 3 , 0 5 5 円

請求人は、領収書に「単価」「給油量」「給油日」の記載がないため証拠書類として認められないと主張している。

前記「2 事実関係」で確認したとおり、「単価」等の詳細を記載することは領収書の要件となっておらず、議会事務局からは、領収書等の写しの受理に当たり、費用弁償の支給実績等と対比して、定例会会期中の給油や費用弁償との重複がないことを議員に対面で確認した旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

(L) 平成 2 2 年 1 月 5 日、ガソリン代、返還要求額 4 , 9 8 8 円

請求人は、領収書に「単価」「給油量」の記載がないため証拠書類として認められないと主張している。

前記「2 事実関係」で確認したとおり、「単価」等の詳細を記載することは領収書の要件となっておらず、議会事務局からは、領収書等の写しの受理に当たり、費用弁償の支給実績等と対比して、定例会会期中の給油や費用弁償との重複がないことを議員に対面で確認した旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

(M) 平成 2 2 年 3 月 5 日、ガソリン代、返還要求額 9 , 2 7 7 円

請求人は、当日は 2 月定例会会期中であるため運用指針の規定に抵触していると主張している。

これに対し議会事務局からは、領収書等の写しの受理に当たり、費用弁償の支給実績等と対比して、定例会会期中の給油や費用弁償との重複がないことを議員に対面で確認した旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

カ 貫徹の会

(N) 平成 2 1 年 1 1 月 1 7 日、はがき代、返還要求額 2 8 4 , 5 0 0 円

請求人は、議員辞職する間際の 1 1 月 1 7 日に大量のはがきを購入していることについて、他用途への使用や換金の可能性を問題視している。

これに対し議会事務局からは、議員に対面で県政報告用のはがきの送料であることを確認した旨の説明があり、運用指針の「資産形成につながるものでないこと」にも抵触していないものと判断した。

(3) 結論

以上のとおり、「平成 2 1 年度県政調査費の支出について、議会自ら制定した運用指針から逸脱した用途がある。」とする請求人の主張には理由がない。

4 意見

監査の結果は上記のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

県政調査費については、議会の自律性が尊重され、議会自らが適正な運用を図るべきものとされている。

県議会においては、平成21年度から県政調査費に係る支出について領収書等の証拠書類の写しの添付を義務付けるなど、県政調査費の適正化、透明化に努力してきた。

今後も、これまでの県政調査費制度の運用を踏まえ、下記の点にも留意しながらよりよい県政調査費制度の推進を図るよう期待するものである。

記

使途等が運用指針に適合していることが証拠書類だけでは判断できず、議会事務局による口頭確認で補っているものが少なからず見受けられた。

県民は、県政調査費の具体的な支出内容について、情報公開に供されている証拠書類等の資料によってのみ知ることができるのであり、証拠書類は透明性の確保の観点から、各党派及び各議員の県政調査活動に支障のない範囲で、運用指針に適合していることが確認できる資料となるよう要望するとともに、議会事務局においては議長の調査権限に基づき、より一層審査の充実を図られたい。

県政調査費の運用指針(抜粋)

(趣旨)

第 1 この指針は、県政調査費の適正な運用を図るために各会派が参照すべき事項を定めるものとする。

(県政調査費を充当できる活動)

第 2 会派が県政調査費を充当できる活動については、別表のとおりとする。

(基本的な原則)

第 3 会派が県政調査費を充当する際の基本的な原則は、別記 1 のとおりとする。

(使途基準の留意事項等)

第 4 埼玉県県政調査費の交付に関する規程(以下「規程」という。)第 6 条で規定する別表の使途基準について留意すべき事項等は、別記 2 のとおりとする。

(証拠書類)

第 5 規程第 7 条第 2 項の規定により提出する証拠書類の写しについては、別記 3 のとおりとする。

2 規程第 7 条第 2 項ただし書に規定する証拠書類は、調査研究費、会議費及び広聴費に係るものとする。

(様式)

第 6 規程第 7 条第 2 項の規定により証拠書類の写しを提出するときは、別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号により行うものとする。

2 第 3 で規定する基本的な原則に基づき会派から議員へ包括的な委託を行う場合は、別記様式第 3 号により行うものとする。

附 則

この指針は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

県政調査費を充当する際の基本的な原則

1 社会通念上妥当な範囲内の実費に充当するものであること

県政調査費は議員の職務の一環として行う県政調査活動のために支出する経費であり、社会通念上妥当な範囲内に充当しなければならない。

- ・ 議員本人の食事代は、会議・会合等の際に必要性がある場合に充当することができる。

県政調査費は、県政調査活動に実際に要した経費(実費)に充当することを原則とする。

配偶者、被扶養者、同居者など生計を一にする者や自らが代表者・役員等の地位にある法人に対する支出は、実費の弁償ではないとみなされるおそれがあるため慎重な対応を要する。

2 資産形成につながるものでないこと

不動産、車等の高額な物品の購入に充てることはできない。

県政調査活動のために必要な事務所の造作を行う以外は、事務所の改修・改造費用など資産価値を高めたり、資産形成につながるおそれのある支出に県政調査費を充当することはできない。

3 関係書類を整理・保管すること

活動内容や証拠書類の整理・保管を行わなければならない。

- ・ 外部団体等への調査委託、補助職員の雇用、事務所の借り上げ、自動車や高額備品のリースなどについては、契約書を作成すること。
- ・ 会派及びその所属議員の調査研究の内容及び経費の内訳を記載した調査研究報告書とその添付書類などの書類については、必ず会派において整理・保管すること。

4 会派から議員への委託手続

会派の所属議員が個々に行う県政調査活動に県政調査費を充てるに当たっては、会派から所属議員に対し、県政調査活動に関する包括的あるいは個別的な委託の手続きを行うことが望ましい。

- ・ 会派は当該議員の支出に係る領収書等の証拠書類をもとに、使途基準に合致していることを確認すること。

5 按分の考え方

県政調査費は、県政調査活動のみに充当できる。

その他の活動(政党活動、後援会活動等)と混在する場合は、議員の活動実態に応じて会派が定めた割合により按分して充当することができる。

6 公職選挙法等他の法令に抵触しない支出に充当すること

会議・会合等を開催する場合の留意点

県政調査活動の一環として、飲食を伴う会議や会合等を開催する場合には、十分留意する必要がある。

出席者	食事の提供	食事に関する出席者の実費負担	湯茶、通常程度の茶菓の提供
選挙区内にある者	×		
選挙区外にある者			

会議・会合等に参加する場合の留意点

県政調査活動の一環として、選挙区内の各種団体等が主催する会議・会合等に参加する場合、会費制の会議・会合等における「会費」以外の支出を行うことは、禁止された寄附に該当することになる。

7 県政調査費を充当するのに適しない例

政党活動への支出、選挙活動への支出、後援会活動への支出、私的経費への支出

項 目	広報紙（誌）等発行費
内 容	県政調査活動として行う広報紙（誌）等の作成・発行に要する経費
例 示	広報紙（誌）・県政調査報告書等の印刷・製本代、原稿料、委託料、デザイン代、写真代、コピー代、はがき代、新聞折込代、送料等

留 意 事 項 等

留意事項

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 主に県民を対象として会派が発行した県政に関する広報紙（誌）等であること（原則として会派名を記載すること。）。 2 県民等からの意見・要望等を受け付けるための電話番号、電子メールアドレス等を記載すること。 3 発行した広報紙（誌）や契約書等は保管しておくこと。 4 送料
 <p style="margin-left: 40px;">ポストイン代を含む。</p> |
|--|

項 目	県政報告等活動費
内 容	県政調査活動として行う県政報告会や街頭広報等に要する経費
例 示	交通費、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、通訳・速記代、機材費、自動車リース代、道路使用許可申請手数料等

留 意 事 項 等

1 対象となる活動の例

- (1) 県政報告会、政策講演会、対話集会等
- (2) 街頭・駅頭や広報車での活動等

2 留意事項

(1) 交通費

バス・電車代：乗車賃のほか、急行・特急料金等（新幹線利用を含む）に充当できる。ただし、グリーン料金は活動遂行上必要性が高い場合に充当できる。

タクシー等：効率的で円滑な活動が行える場合に充当できる。

ガソリン代：「活動補助費」の中の「交通費」に一括して計上する。

駐車場代・高速道路代に充当できる。

(2) 茶菓代

県政報告会等に伴う茶菓代に充当できる。

公職選挙法に抵触しない範囲であること。

社会通念上妥当な金額の範囲内で充当できる。

(3) 自動車リース代

広報車の看板の記載内容は、公職選挙法に抵触しない範囲であるとともに、会派の名称を記載すること。

項 目	事務費
内 容	県政調査活動のため必要な事務に要する経費
例 示	事務用品代（文具・コピー用紙等）、備品購入費、備品等修理費、事務機器リース・保守料、固定電話使用料、インターネット接続経費・使用料、ケーブルテレビ利用料、光熱水費、送料、茶菓代、来客等駐車場賃借料、携帯電話使用料、名刺代、負担金等

留 意 事 項 等

留意事項

1 備品購入費

3万円を超える場合には充当できない。

2 光熱水費

独立した事務所以外にも使用する場合には、面積で按分すること。

3 茶菓代

(1) 県民等からの相談や要望等を聴取するために必要な場合は、充当することができる。

(2) 公職選挙法に抵触しない範囲であること。

(3) 社会通念上妥当な金額の範囲内で充当できる。

4 負担金

(1) 会社等が事業用に借りている事務所を利用している場合等で、事務所の事務用リース機器などを利用する場合に会社等に支払う。

(2) 負担金に関する契約書類を作成すること。

項 目	交通費
内 容	県政調査活動のため日常的に必要な交通費
例 示	電車代、バス代、タクシー代、高速道路料金、駐車場代、ガソリン代、自動車の維持管理費、自動車リース代等

留 意 事 項 等

留意事項

- 1 議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。
- 2 電車代、バス代
 - (1) 乗車賃のほか、急行・特急料金等(新幹線利用を含む)に充当できる。
ただし、グリーン料金は活動遂行上必要性が高い場合に充当できる。
 - (2) Suica(スイカ)等のプリペイド式カードについては、県政調査活動専用のカードにチャージした額を充当することができる。
- 3 タクシー代
効率的で円滑な活動が行える場合に充当できる。
- 4 駐車場代
事務所用の日常的な駐車場代は「事務費」の「来客等駐車場賃借料」に計上すること。
- 5 ガソリン代
 - (1) 「調査研究・政策立案活動費」と「広聴・広報活動費」のガソリン代を一括計上すること。
 - (2) 会期中に給油した分には充当できない。
- 6 自動車の維持管理費
 - (1) 自家用車及びリース車の日常の維持管理費用(自動車諸税、車検費用、自賠責保険、オイル等の消耗品)に充当できる。
 - (2) 任意保険料や事故修理費用に係る経費には充当できない。
- 7 自動車リース代
 - (1) リース期間満了後に所有権が会派、議員、配偶者・被扶養者・同居者など生計を一にする者、自らが代表者・役員等の地位にある法人等に移転する場合は、資産形成につながるため充当できない。
 - (2) 任意保険料や事故修理費用に係る経費には充当できない。
 - (3) 県政調査活動専用の自動車の場合には100%充当できる。

証拠書類

埼玉県県政調査費の交付に関する規程第7条第2項の規定により議長へ写しを提出する証拠書類には、次のものがある。

(1) 領収書等

領収書等の例

領収書、レシート、口座振込記録(例:A T M利用明細)、口座引落記録(例:預金通帳) 原則として領収書を徴するものとする。

領収書に一般的に記載されている事項

- ア 年月日
- イ 金額
- ウ 用途(「ただし、代として」など何に支出されたか分かるような記載)
- エ 発行者
- オ 宛名(会派名又は議員名)

領収書等は「領収書等貼付用紙^{ちようぷ}」に貼付し、その写しを議長に提出するものとする。

領収書等に用途、宛名などに掲げた一般的記載事項の一部が記載されていない場合は、「領収書等貼付用紙^{ちようぷ}」の余白に補記する。

「領収書等貼付用紙^{ちようぷ}」の用途欄に用途を記入する際は、用途基準の「主な例」を参考にすること。

按分した場合は、積算方法を「領収書等貼付用紙^{ちようぷ}」の余白に記載する。

(2) 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

資料 2

埼玉県職員措置請求書

埼玉県議会・会派：埼玉県政調査研究会、政調費公開の会、無所属刷新の会、高志会、元気塾、貫徹の会に対して交付している平成 21 年度県政調査費の用途にかかる不当支出の件

埼玉県監査委員 殿

平成 22 年 10 月 8 日

請求者 川越市 塚本千恵子

1) 請求の対象者

埼玉県知事 上田 清司

2) 請求の要旨

埼玉県知事は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、埼玉県議会の会派に県政調査費を交付している。

県議会では、平成 21 年 4 月に「県政調査費の運用指針」（以下「指針」という。）を制定し、その「指針」制定については、「県議会だより 117」にも掲載され、広く県民に報じられた。

平成 21 年度県政調査費の支出について、議会自ら制定したその指針から逸脱した用途があるため、知事は、各会派に対して、下記支出の返還請求をするよう要求する。

3) 請求の理由

（以下には、当該会派の領収書ファイルのページ番号、領収書貼付用紙に記載された整理番号、金額と共にそれぞれ記載する。）

(A) 埼玉県政調査研究会 P1・P2「整理番号 14 - 1 ~ 2」¥21,683

5月29日 11:29 ¥6,710 のガソリン代の支払いは、5月臨時会が開かれた日である。臨時会の会期は一日であったが、本会議は 10:05 より開かれ 15:13 に閉会となった。11:29 にはまだ臨時会は閉会していないため、指針 P20 の交通費『留意事項 1、議員が費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。』及び、留意事項 5『(2) 会期中に給油した分には充当できない。』に抵触している。返還要求額 ¥3,355

(B) 政調費公開の会 P12「整理番号 121」21年7月3日 ¥20,655 ガソリン代 6 月分。

6 月中の給油日と給油量の記載がなく、「指針」の P21・証拠書類の(1)のにある『一般的記載事項の一部が記載されていない場合は「領収書貼付用紙」の余白に補記する』が守られていない。指針から逸脱している。

支払日が 7 月 3 日であるが、6 月定例会の会期中である。

領収書には「6 月分ガソリン代」の記載がされているが、6 月 3 日 ~ 5 日には当該議員は環境農林常任委員会視察があり、また 6 月定例会などで費用弁償を受けている

日の給油と重複していないという証明ができていない。

「指針」P2の基本原則の3「関係書類を整理保管すること」に抵触する。

一か月毎に支払うのであれば、給油時の納品書添付が不可欠であり、一般的な記載事項が欠落した領収書は証拠書類とは認められない。また、この月払い領収書だけでは、「埼玉県県政調査費交付規程第7条に規定する「証拠書類」にはならない。

返還要求額 ￥20,655

- (C) 政調費公開の会 P35 「整理番号223」21年9月25日 ￥7,800 郵送費
EMS第2Bは、そもそも国際郵便である。第2Bは北米や中米に何らかのものを郵送した料金であると思われる。県政調査費の交付に関する条例第一条の趣旨『議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として』に反する支出である。

返還要求額 ￥7,800

- (D) 刷新の会 P94 「整理番号0-50」21年6月5日 ￥4,876 消耗品
当該支出は、「事務費」になっているが、そもそも同指針のP17の「事務所費」の(6)に相当するものと言える。また、85%の按分で県政調査費として支出しているが、購入品の内容では、トイレ消臭剤が一度に6個、トイレクイックルが一度に6個など、大量にしており、何をどのような量で購入しても、また按分してあったとしても県政調査費として認められるわけではない。「指針」のP2にある「県政調査費を充当する際の基本的な原則」の1に『社会通念上妥当な範囲内の実費に充当するものであること』に抵触する。返還要求額 ￥4,876

- (E) 刷新の会 P83 「整理番号S-246」広報誌等発行費 3月1日 ￥10,000
刷新の会 P59 「整理番号S-181」広報誌等発行費 12月8日 ￥8,000
刷新の会 P43 「整理番号S-120」広報誌等発行費 9月8日 ￥4,000
刷新の会 P54 「整理番号S-161」広報誌等発行費 11月24日
￥31,840

刷新の会 P12 「整理番号S-32」広報誌等発行費 5月8日 ￥8,000

刷新の会 P11 「整理番号S-31」広報誌等発行費 5月8日 ￥8,000

上記支出は、それぞれ切手やハガキの購入代金になっている。大量の切手やハガキは金券ショップなどで換金できるものであるため、県民の誤解を招くものである。「指針」のP2にある「県政調査費を充当する際の基本的な原則」の2に『資産形成につながるものでないこと』に抵触する。広報誌の送料は、郵便局の窓口において料金別納によって支払うべきであって、発送通数などが明確になるようにすることで、県政調査費としての支出の証拠書類と言えるものである。返還要求額 ￥69,840

- (F) 刷新の会 P1 「整理番号S-1」広報誌等発行費 4月1日 ￥2,400

「フレーム」とは、80円切手が10枚のシート切手であり、デザイン性によって割高になっている切手シートである。切手として利用する場合は1枚80円としての利用価値しかない。これは切手収集者のための趣味の切手であると言える。広報誌を県民に郵送する場合、5割も高い送料ということになる。公費を使うにあたり、「指針」のP2にある「県政調査費を充当する際の基本的な原則」の1に『社会通念上妥当な範囲内の実費に充当するものであること』に抵触する。

返還要求額 ￥2,400

(G) 高志会 P 3 「整理番号 4 」 県政報告等活動費 7 月 1 7 日 ¥ 2 0 , 0 0 0 スピーカー代

高志会 P 4 「整理番号 5 」 県政報告等活動費 7 月 1 7 日 ¥ 2 0 , 0 0 0 スピーカー代

高志会 P 5 「整理番号 6 」 県政報告等活動費 7 月 1 7 日 ¥ 2 4 , 6 8 0 スピーカー代

上記領収書 (スピーカー代) は、領収書ナンバーが連続しており、同日に同時に買ったものである。県政報告等活動費では機材の上限が設定されているわけではないものの、事務費の備品購入費の上限が三万円に設定されていることから、それに準じて三万円を超えない金額になるよう、領収書を 3 枚にしたとも推認される。

その上、複数台のスピーカーを買うことは考えにくいので、領収書を 3 枚に意図的に分けて、収入印紙の貼付を省いたのではないかと考えられる。

高志会 P 2 0 「整理番号 1 5 」 事務費 9 月 1 0 日 ¥ 2 6 , 5 6 5 キャビネット送料

高志会 P 2 1 「整理番号 1 6 」 事務費 9 月 1 0 日 ¥ 2 4 , 1 5 0 キャビネット代

高志会 P 2 2 「整理番号 1 7 」 事務費 9 月 1 0 日 ¥ 2 7 , 3 0 0 キャビネット代

上記領収書 (キャビネット代及び送料) は、領収書ナンバーが連続しており、同日に同時に購入したものである。事務費の備品購入費の上限が三万円に設定されていることから、それに抵触しないよう三万円を超えない金額で、キャビネットを 3 台購入したか、又はキャビネットは単体であるのに、領収書のみを分割し、3 枚に意図的に分けて、収入印紙の貼付を省いたのではないかと考えられる。

高志会 P 2 6 「整理番号 2 4 」 事務費 9 月 1 9 日 ¥ 2 5 , 2 0 0 スチールラック代

高志会 P 2 7 「整理番号 2 5 」 事務費 9 月 1 9 日 ¥ 2 5 , 2 0 0 スチールラック代

高志会 P 2 8 「整理番号 2 6 」 事務費 9 月 1 9 日 ¥ 2 4 , 5 7 0 ワゴン送料

上記領収書 (スチールラック代・ワゴン及び送料) は、領収書ナンバーが連続しており、同日に同時に購入したものである。事務費の備品購入費の上限が三万円に設定されているところから、それに抵触しないよう三万円を超えない金額で領収書を 3 枚に意図的に分けて、収入印紙の貼付を省いたのではないかと考えられる。

ましてや、9 月 1 0 日 (整理番号 1 5 ~ 1 7) 購入のキャビネット代領収書より、9 月 1 9 日の領収書ナンバーが若くなっており、不自然さが見られる。

さて、上記合計 9 枚の領収書について、販売業者が取引を分割しないまま受領金額が 3 万円未満となるように分割して発行した場合、印紙税法上明確な禁止規定がないため追徴課税は出来ないとされている。なお、印紙が貼付されていない領収書であっても、領収書としての有効性には変わりはないとされているが、あえて収入印紙の貼付を免脱する行為を業者が行ったことに対して県議会議員がそれを容認し、県政調査

費の証拠書類に使用することを今後も認めてしまうとなれば、「指針」P18事務費の留意事項の1『備品購入費3万円を超える場合は充当できない』においては、領収書を分割発行することによってすべて県政調査費で認めることになり、同指針のP2の『2資産形成につながるものでないこと』と記載されてあっても、指針に抵触するかどうかの判断はきわめて恣意的なものとなってしまう。上記領収書を証拠書類と認めることはできない。返還要求額 ￥217,665

(H) 元気塾「整理番号32」21年5月30日¥16,257 5月分ガソリン代(6月22日) 元気塾「整理番号39」21年6月22日¥16,257ガソリン代

上記の2件は、領収書(012037)と、領収書(090060525)を同一の支払いに対して、重複して領収書を発行させ使用している。二重に領収書を使用することで、県政調査費を詐取したものと言える。

「整理番号32」21年5月30日¥16,257 5月分ガソリン代(6月22日)は、給油日の記載がなく、「指針」のP21・証拠書類の(1)の にある『一般的記載事項の一部が記載されていない場合は「領収書貼付用紙」の余白に補記する』を守っていない。領収書には「5月分ガソリン代」とだけ記載されており、臨時会や視察など費用弁償を受けている日に給油した可能性など、費用弁償を受けている日と重複していないという証明ができていない。

一か月毎に支払うのであれば、給油時の納品書添付が不可欠である。指針P21の(1)の にある『一般的な記載(給油日・購入日)事項』が欠落した領収書は証拠書類とは認められない。

6月22日は6月定例会開会日であるため、整理番号39・領収書(090060525)は、指針P20の交通費『留意事項1、議員が費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。』及び留意事項5『(2)会期中に給油した分には充当できない。』に抵触している。

そもそも給油した内容記載がない領収書は、証拠書類として具備していなければならない「単価」「給油量」の記載がないことから、証拠書類として認められない。

返還要求額 ￥32,514

(I) 元気塾「整理番号48」21年7月30日¥13,427 7月分ガソリン代として

7月中の給油日の記載がなく、「指針」P21の(1)の にある『一般的な記載事項の一部が記載されていない場合は「領収書貼付用紙」の余白に補記する』が守られていない。領収書には「7月分ガソリン代」とだけ記載されており、委員会視察などで費用弁償や日当を受けている日に給油した可能性など、費用弁償を受けている日と重複していないという証明ができていない。

一か月毎に支払うのであれば、給油時の納品書添付が不可欠である。

証拠書類として具備していなければならない「単価」「給油量」「給油日」の記載がないことから、証拠書類として認められない。返還要求額 ￥13,427

(J) 元気塾「整理番号50」21年10月1日¥4,934ガソリン代

10月1日は、本会議のために当該議員に対して費用弁償が払われている上に、9月定例会の会期中であるため、指針P20の交通費『留意事項1議員が費用弁償を受

ける場合には、県政調査費を充当できない。』及び、同留意事項5『(2)会期中に給油した分には充当できない。』に抵触している。返還要求額 ¥4,934

(K) 元気塾「整理番号18」21年10月31日 ¥13,055 ガソリン代

領収書番号090061025は、そもそも給油した内容記載がない。証拠書類として具備していなければならない「単価」「給油量」「給油日」の記載がないことから、証拠書類として認められない。返還要求額 ¥13,055

(L) 元気塾「整理番号27」22年1月5日 ¥4,988 ガソリン代

領収書番号090061225は、そもそも給油した内容記載がない。証拠書類として具備していなければならない「単価」「給油量」の記載がないことから、証拠書類として認められない。返還要求額 ¥4,988

(M) 元気塾「整理番号68」22年3月5日 ¥9,277

3月5日は2月定例会開会日であるため、指針P20の交通費『留意事項1、議員が費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。』及び、留意事項5『(2)会期中に給油した分には充当できない。』に抵触している。

そもそも給油した内容記載がない領収書は、証拠書類として具備していなければならない「単価」「給油量」の記載がないことから、証拠書類として認められない。

返還要求額 ¥9,277

(N) 貫徹の会「整理番号4」P1平成21年11月17日 ¥284,500 ハガキ代

当該会派は、小島進議員の一人会派であったが、平成21年11月25日に議員辞職したため、会派は消滅したと議会事務局職員から聞き及び、その辞職間際の11月17日に大量のハガキを購入している。県政調査費の趣旨は、「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として会派に交付」されているものであって、辞職のわずか8日前に調査研究のために5,690枚ものハガキ購入は、後援会活動、選挙活動などの色合いが濃い。この支出がどのように調査研究に必要であったのかの証明がされなければならない。ましてや、ハガキなどは金券ショップで換金できるものであるなど、「指針」のP2の「2資産形成につながるものでないこと。」に抵触する。

返還要求額 ¥284,500

4) 地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

事実証明

本請求書本文内に記載した領収書コピー(情報開示されたもの)などの一切を添付する。

以上

(資料名を記載、内容は略)

県政調査費 領収書等貼付用紙 21年4月11日、21年4月12日 21,683円
調査活動ガソリン代

県政調査費 領収書等貼付用紙 21年7月3日 20,655円 ガソリン代(6月分)
支払い

県政調査費 領収書等貼付用紙 21年9月25日 7,800円 郵送費

県政調査費	領収書等貼付用紙	21年6月5日	4,876円	消耗品(ティッシュ、トイレマジックリン外)
県政調査費	領収書等貼付用紙	22年3月1日	10,000円	葉書代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年12月8日	8,000円	切手代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年9月8日	4,000円	切手代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年11月24日	31,840円	切手代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年5月8日	8,000円	切手代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年5月8日	8,000円	切手代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年4月1日	2,400円	切手代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年7月17日	20,000円	県政報告用スピーカー1台
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年7月17日	20,000円	県政報告用スピーカー1台
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年7月17日	24,680円	県政報告用マイク・チューナー
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年9月10日	26,565円	参考資料・参考図書 の整理用キャビネット1台
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年9月10日	24,150円	参考資料・参考図書 の整理用キャビネット1台
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年9月10日	27,300円	参考図書・参考資料 整理用キャビネット1台
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年9月19日	25,200円	参考図書・参考資料・ 議会配布資料の整理のための スチールラック1台
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年9月19日	25,200円	参考図書・参考資料・ 議会配布資料の整理用 スチールラック1台
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年9月19日	24,570円	参考図書・参考資料・ 議会配布資料の整理 スチールラック1台
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年5月30日	16,257円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年6月22日	16,257円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年7月30日	13,427円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年10月1日	4,934円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年10月31日	13,055円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	22年1月5日	4,988円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	22年3月5日	9,277円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年11月17日	284,500円	はがき代